

2017

豊島区 IT 白書



豊島区

政策経営部 情報管理課

平成 29 年 11 月

巻頭言

平成 27 年（2015 年）5 月 7 日の新庁舎への移転は、豊島区史 85 年の中でも、画期的な出来事でした。区は、新庁舎に向けてペーパーレスの取組みなど、ワークスタイル変革に向けて大改革に取り組ましました。例えば、スマートフォンが日常生活には欠かせないツールになっているように、私たちは暮らしの中で様々な IT（情報技術）の恩恵を受けています。区におけるワークスタイルの変革も IT の進展無くしては、成し遂げることができませんでした。

ところで、IT 分野は、ドッグイヤー（犬にとって 1 年間は人間の 7 年間に相当するが、IT の世界においては、1 年間で他の分野の 7 年分の変化が起こる）と呼ばれる革新のスピードが速いところに特徴があります。本区を取り巻く環境も、ここ数年の変化には目を見張るものがあります。「国際アート・カルチャー都市構想実現戦略」を策定（2015 年）後、本年 8 月には、2019 年に開催される「東アジア文化都市」開催候補都市に決定、2020 年には Hareza（ハレザ）池袋のオープンなど、まさに、「街が変わる」最中にありますし、さらには世界に向けてさらなる飛躍を遂げようとしています。

こうした、本区の将来の都市像を実現していくためには継続的・安定的な行政経営が不可欠です。そして、その基盤・土台を成しているのが IT であると考えます。まさに今こそ、区のこれまでの情報化の取組みを整理・総括する好機と考え、今回初めて IT 白書を作成しました。

豊島区の情報化は、昭和 51 年に情報処理準備室を発足させたところからスタートし、今年で 41 年目を迎えています。この白書では、この 40 年間にわたる情報化に関する組織や予算執行の変遷を振り返りながら、情報化の取組みを概観するスタイルをとっています。そのところどころで情報化に係る一定の評価を試み、そして今後の取組みの展望を示しています。

IT 基盤は、人の身体に喩えればまさに体中を巡っている血管・血液あるいは神経網のようなものと言えます。それ故、決して止めることのないよう、情報システムの安全かつ安定的な運用に万全を期しつつ、今後も区民サービスの向上、行政事務の効率化、情報セキュリティの強化を目指し、計画的に取り組んで参ります。

豊島区 CIO・副区長

水島正寿

目次

第1章 豊島区を取り巻く情報化の動向	1
1.国の動向.....	1
(1)電子自治体推進の取組.....	1
2.東京都の動向.....	5
(1)東京都の情報化動向.....	5
3.本区が対応すべき社会・ICTの動向.....	6
(1)社会保障・税番号制度への適切な対応.....	6
(2)2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催機会を捉えたIT利活用によるおもてなし.....	7
(3)ビッグデータの利活用と新たな行政サービスの促進.....	7
(4)公共データの民間開放(オープンデータ)の推進.....	7
(5)自治体クラウドの導入.....	7
(6)ワーク・ライフ・バランスの実現.....	8
第2章 豊島区のIT化の変遷	9
1.はじめに.....	9
2.れい明期～汎用コンピューターの時代(2000年頃まで).....	9
(1)行政情報化の流れ.....	9
(2)豊島区の導入状況(昭和52年度以降).....	10
(3)23区の汎用コンピューターの導入状況(平成15年度).....	12
3.電子自治体推進の時代(2001年以降).....	13
(1)電子自治体に向けた国の動き.....	13
(2)豊島区行政情報化実施計画及び豊島区第2次行政情報化実施計画の取組状況.....	15
4.豊島区行政情報化実施計画の達成状況.....	17
5.豊島区第2次行政情報化実施計画の達成状況.....	19

第3章 情報管理課の状況	22
1.情報管理課の組織.....	22
2.情報管理課の分掌事務.....	22
(1)分掌事務の比較	22
(2)分掌事務比較による役割分析	25
3.情報管理課の職員数の推移.....	26
(1)職員数の推移.....	26
(2)情報管理課係組織の変遷	27
4.情報管理課の予算・決算の状況.....	30
(1)情報管理課の設立当初(汎用コンピューターの導入による電算処理の開始).....	30
(2)漢字オンラインシステムの稼働(昭和57年度).....	30
(3)平成元年度から平成10年度までの予算額と決算額の推移	32
(4)庁内LANの運用開始.....	33
(5)新庁舎への移転の準備(平成26年度以降).....	36
(6)区の予算と情報管理課予算の推移	38
5.システムの構成	39
(1)情報管理課設立当初の機器の構成(昭和52年12月)	39
(2)現行(オープン化後)の機器の構成(平成29年4月)	40
6.情報化推進体制とシステム化等の意思決定の流れ	42
(1)情報化推進体制	42
(2)意思決定の流れ	42
(3)情報化の推進体制と意思決定についての評価	44
7.システム開発等に従事する職員の状態	44
第4章 新庁舎とIT	46
1.新庁舎に反映されたIT技術	46
2.新庁舎への移転準備の状況(平成25年度～平成27年度)	47

3.新庁舎移転を契機としたワークスタイルの変革.....	50
(1)ペーパーレスの取組とペーパーレス会議.....	50
(2)ユニファイドコミュニケーションシステムの導入と取組(I P 電話).....	51
(3)モバイルワーク.....	51
第5章 今後の展望と課題.....	53
1.豊島区第3次行政情報化実施計画による施策の推進.....	53
(1)目標に向けた取組方針.....	53
(2)目標に向けた取組内容と取組効果.....	54
2.情報セキュリティ対策.....	57
(1)対策の強化(新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化).....	57
(2)情報セキュリティ内部監査.....	59
(3)システムダウンへの対応.....	60
3. I T 新時代における残された課題.....	60

資料1 豊島区行政情報化推進本部設置要綱

資料2 各課の電算化(システム化)への対応状況(昭和53年度以降)

資料3 予算額・決算額(昭和52年度～平成28年度)

(参考)用語集

文中に「*」印がある用語については、巻末の用語集に解説があります。

図表索引

第1章 豊島区を取り巻く情報化の動向

図表 1	I T総合戦略本部、内閣府、総務省の情報化政策の動向	1
図表 2	世界最先端 I T国家創造宣言の概要	2
図表 3	世界最先端 I T国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の施策例	3
図表 4	電子自治体の取組を加速するための 1 0 の指針の概要	4
図表 5	東京都の情報化に係る取組	5
図表 6	東京都長期ビジョンの概要	6

第2章 豊島区の I T化の変遷

図表 7	昭和時代の年表（1 0 年代ごと）	9
図表 8	汎用コンピューターによるシステム化の状況（昭和 5 0 年から平成 1 2 年まで）	10
図表 9	汎用コンピューターによる内部情報管理の状況	11
図表 10	2 3 区の汎用コンピューターの導入状況（平成 1 5 年度）	12
図表 11	国（I T戦略本部／総務省）の主な動きと豊島区の動き	14
図表 12	実施計画の構成状況	16
図表 13	豊島区行政情報化実施計画の達成状況	17
図表 14	豊島区第 2 次行政情報化実施計画の達成状況	19

第3章 情報管理課の状況

図表 15	昭和 5 3 年 4 月 1 日現在の組織図	22
図表 16	平成 2 9 年 4 月 1 日現在の組織図	22
図表 17	情報管理課の所掌事務の比較	23
図表 18	情報管理課の職員数の推移	26
図表 19	課内体制の推移（昭和 5 2 年度から）	27
図表 20	昭和 5 2 年度当初予算の内訳	30
図表 21	昭和 5 6 年度と昭和 5 7 年度の予算額の比較	31

図表 22	昭和 5 7 年度決算額の割合.....	31
図表 23	平成元年度～平成 1 0 年度（予算額及び決算額の内訳）	32
図表 24	予算科目の内容説明.....	33
図表 25	当初予算に占める情報化基盤整備事業経費の推移	33
図表 26	平成 1 3 年度～平成 2 2 年度の歳出理由.....	35
図表 27	平成 1 3 年度～平成 2 2 年度（予算額及び決算額の内訳）	35
図表 28	昭和 5 2 年度～昭和 5 4 年度と平成 2 6 年度～平成 2 8 年度の当初予算額及び決算額	37
図表 29	区の予算と情報管理課予算の推移.....	38
図表 30	情報管理課設立当初の機器構成	39
図表 31	新旧を比較したイメージ	40
図表 32	現行（オープン化後）の主な機器構成	41
図表 33	情報化推進体制	42
図表 34	情報資産の取扱いと役割	43
図表 35	オープンシステム導入前後の各課の体制.....	45
第 4 章 新庁舎と I T		
図表 36	豊島区第 2 次行政情報化実施計画における新庁舎関連の施策.....	46
図表 37	情報管理課に配賦された予算科目の内容.....	47
図表 38	平成 2 6 年度予算における新庁舎移転に係る主な経費	47
図表 39	平成 2 5 年度から平成 2 8 年度までの予算額及び決算額の推移	49
第 5 章 今後の展望と課題		
図表 40	豊島区第 3 次行政情報化実施計画における目標と取組方針.....	53
図表 41	目標に向けた取組内容と取組効果.....	54
図表 42	強靱化対策のイメージ図	57
図表 43	仮想端末を画面に表示するイメージ	58
図表 44	監査対象部門数一覧.....	60

第1章

豊島区を取り巻く情報化の動向

第1章 豊島区を取り巻く情報化の動向

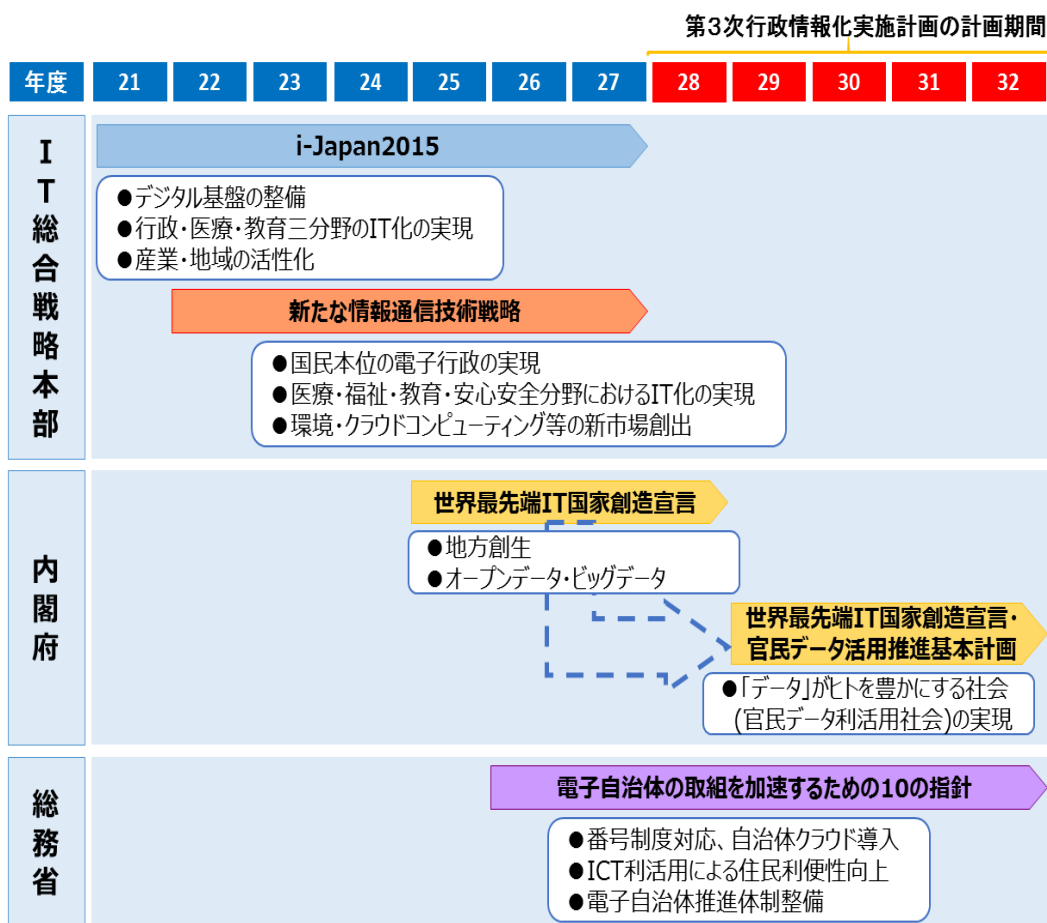
1. 国の動向

(1) 電子自治体¹推進の取組

国では、これまでも ICT*の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化への確に対応することを目的に、次の時代を見据えた戦略を掲げてきた。平成 29 年現在関連のある計画として、「世界最先端 IT*国家創造宣言」(内閣府・平成 25 年 6 月)と「電子自治体の取組を加速するための 10 の指針」(総務省・平成 26 年 3 月)がある。

なお、「世界最先端 IT 国家創造宣言」については、後継の計画ともいえるべき「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成 29 年 5 月)の策定により廃止されている(図表 1)。

図表 1 IT 総合戦略本部、内閣府、総務省の情報化政策の動向



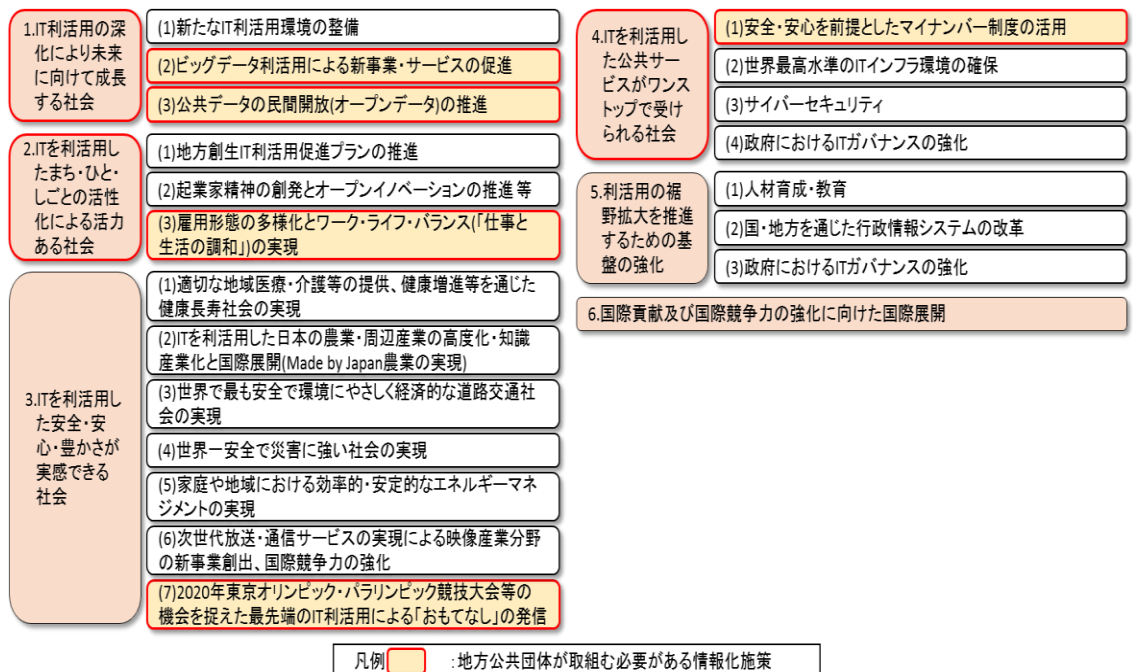
(出典：内閣府資料より情報管理課作成)

¹ コンピューターやネットワークなどの情報技術 (IT) を行政のあらゆる分野に活用することにより、国民・住民の方々と企業の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な政府自治体を実現しようとするもの。

① 世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）

IT 総合戦略本部が策定した「世界最先端 IT 国家創造宣言」では、電子自治体・医療・福祉・健康・教育・地域の安心安全・環境等の各分野における具体的な取組み方針が明記されているだけでなく、地方自治体が取組むべき方針についても掲げられている。この閣議決定に符号する本区の情報化方針には、「ビッグデータ*利活用による新事業・サービスの促進」、「公共データの民間開放（オープンデータ*）の推進」、「雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス*（「仕事と生活の調和」）の実現」、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を捉えた最先端の IT 利活用による「おもてなし」の発信」、「安全・安心を前提としたマイナンバー*制度の活用」がある（図表 2）。

図表 2 世界最先端 IT 国家創造宣言の概要



(出典：内閣府資料より情報管理課作成)

② 世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成 29 年 5 月 20 日閣議決定）

この計画は、全ての国民が IT 利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」を構築するため、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 8 条等に基づき策定されたものである。

同計画では、電子行政等における 8 つの重点分野を定め、2020 年を一つの区切りとしてそれぞれの分野において推進を図るための施策を明らかにしている。

8 つの重点分野とは①電子行政、②健康・医療・介護、③観光、④金融、⑤農林、⑥ものづくり、⑦インフラ・防災・減災等、⑧移動であり、重点施策としては以下のよう

なものが掲げられている（図表3）。

図表3 世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の施策例

電子行政	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン化原則、業務の見直し（BPR）を踏まえた改革 ・住民票の写しや戸籍謄抄本、登記事項証明書等の提出不要化 ・オープンデータの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・国等が保有する行政データの棚卸し ・マイナンバーカードの普及 <ul style="list-style-type: none"> ・介護・相続等のライフイベントにかかるワンストップサービスの推進 ・利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロード実現
健康・医療・介護	<ul style="list-style-type: none"> ・データ利活用のルール整備 ・健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現（いわゆる情報銀行等のルール整備） ・匿名加工医療情報の作成に関する認定制度の整備 ・デジタルデバйд対策、研究開発等 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT等を用いた遠隔医療の推進 ・介護ロボットの開発等
観光	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人観光客等に有益な飲食店や観光資源等の観光情報のオープンデータ化推進 ・マイナンバーカードの普及・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードを活用したチケットレス入場・不正転売の防止の仕組みの検討 ・デジタルデバйд対策、研究開発等 <ul style="list-style-type: none"> ・多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証
金融	<ul style="list-style-type: none"> ・データ利活用のルール整備 <ul style="list-style-type: none"> ・金融分野の事業者等が保有するデータの利活用の促進 ・データ連携のためのプラットフォーム整備 <ul style="list-style-type: none"> ・銀行システムのAPI（外部接続口）の公開の促進（オープンAPIの導入） ・マイナンバーカードの普及・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン契約等におけるマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進
農林	<ul style="list-style-type: none"> ・データ連携のためのプラットフォーム整備 <ul style="list-style-type: none"> ・農業データ連携基盤の構築（センサーによる遠隔での環境情報取得） ・農地情報公開システムの機能拡充（農地の集約化で効率アップ） ・デジタルデバйд対策、研究開発等 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT、ロボット等の活用による農作業の軽労化・自動化の実現
ものづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・データ利活用のルール整備 <ul style="list-style-type: none"> ・スマートホーム/ハウスの新サービス創出のためのルール整備 ・IoT推進コンソーシアム等の取組等を通じた革新的モデル事業の発掘・育成 ・デジタルデバйд対策、研究開発等 <ul style="list-style-type: none"> ・官民データ活用による中堅・中小企業の生産性向上（IT・ロボット導入に関する専門家による支援等）
インフラ・防災・減災等	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故及び犯罪に係る情報の公開の在り方の検討 ・データ連携のためのプラットフォーム整備 <ul style="list-style-type: none"> ・国・地方自治体・事業者等における災害情報の共有の促進 ・準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化（当該システムを活用した安否確認サービスの伝送等） ・マイナンバーカードの普及・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策・生活再建支援へのマイナンバー制度活用検討
移動	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の運行状況（位置情報等）等のオープンデータ化 ・デジタルデバйд対策、研究開発等 <ul style="list-style-type: none"> ・「官民ITS構想・ロードマップ」に基づいた取組の促進 ・自動運転に係る実証プロジェクトの円滑・迅速な ・小型無人機（ドローン）の技術開発と産業利用の推進

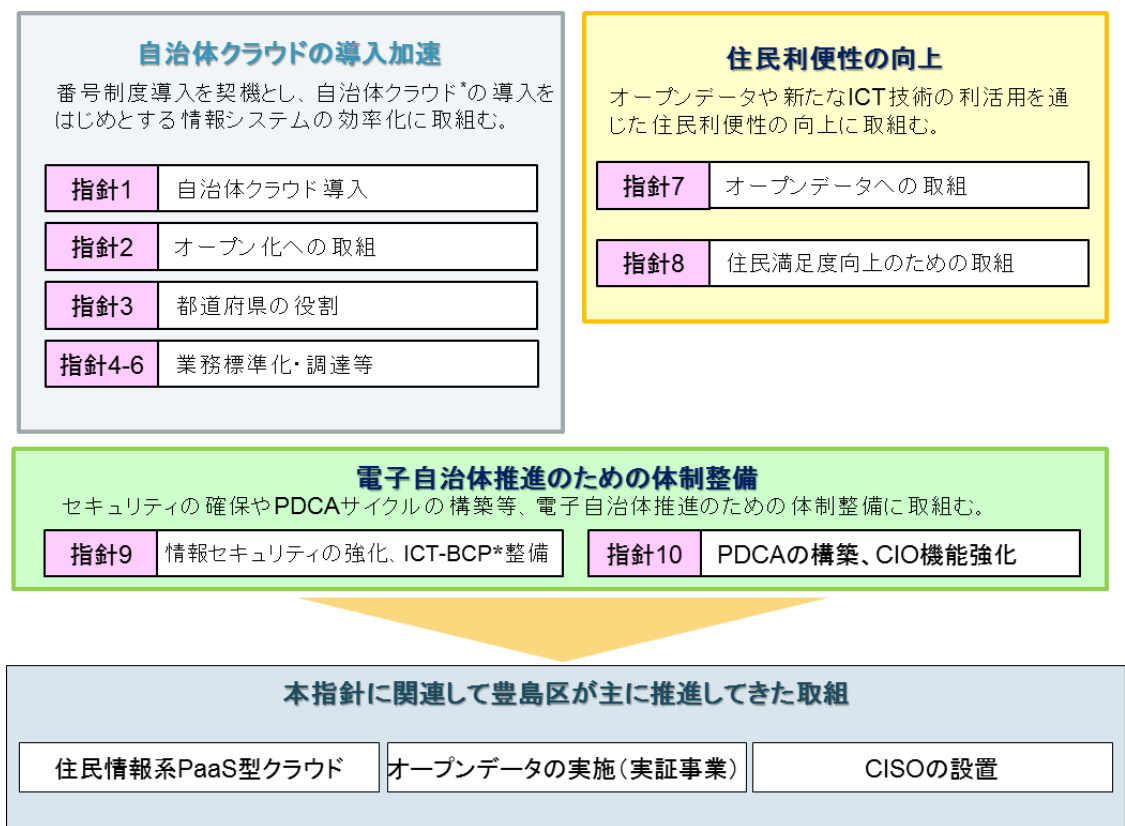
（出典：内閣府資料より情報管理課作成）

③ 電子自治体の取組を加速するための10の指針（平成26年3月）

総務省は、番号制度導入に合わせた自治体クラウド*推進を目的として、「自治体クラウドの導入加速」「住民利便性の向上」「電子自治体推進のための体制整備」の3つのカテゴリに分け、「電子自治体の取組を加速するための10の指針」（以下、「指針」という。）を提示している（図表4）。

本区では、「住民情報系 PaaS²型クラウド」、「オープンデータ」、「CISO³の設置」等に着手・実施していることから、本指針に則って対応をしている。

図表4 電子自治体の取組を加速するための10の指針の概要



(出典：総務省資料より情報管理課作成)

² Platform as a Service の略で、ネットワークを通じて、アプリケーション開発・実行基盤を、顧客の要求に応じて提供することを指す。

³ Chief Information Security Officer の略で、情報セキュリティ統括責任者を示している。

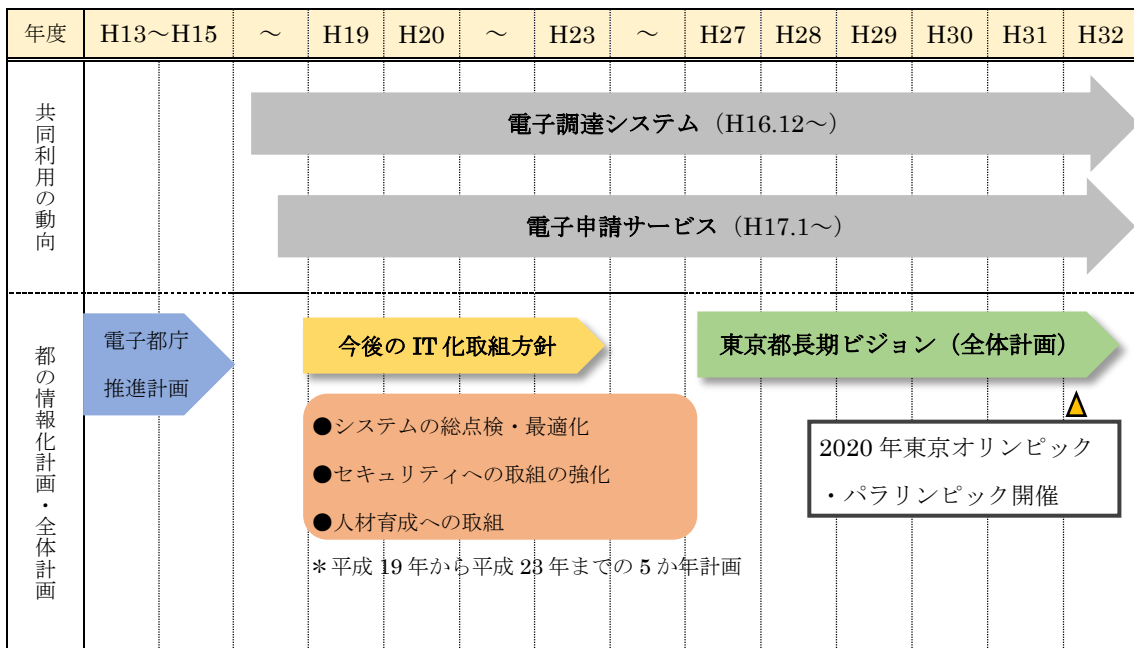
2. 東京都の動向

(1) 東京都の情報化動向

東京都では平成13年に「電子都庁推進計画」、平成19年に「今後のIT化取組み方針」を策定し、電子都庁の実現を目標に掲げ、業務・システムの最適化、ITを活用した行政サービスの効率化・高度化、セキュリティ対策、人材育成に取り組んできた。平成15年に東京電子自治体共同運営サービス⁴が設置され、平成16年に電子調達システム⁵、電子申請システム⁶の運用が開始された。この結果、事業者にとっては、入札参加機会の拡大、手続きの負担低減がもたらされたほか、行政にとっても、契約業務における窓口事務の省力化、区域内業者の育成など業務革新・事務改善に繋げることができた。

平成26年12月には都政全体の方向性を示す「東京都長期ビジョン（全体計画）」が策定され、現在に至っている（図表5）。

図表5 東京都の情報化に係る取組



（出典：東京都資料より情報管理課作成）

東京都長期ビジョンの概要は図表6のとおりであるが、目指す将来像を達成するための基本目標として「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」と「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」の二つを掲げている。

⁴ 東京都及び都下の市区町村が共同して設置した「東京電子自治体共同運営協議会(会長：東京都総務局長)」が「住民に対する行政サービスの向上並びに行政運営の高度化及び効率化を図る」ため「東京電子自治体共同運営サービス」を運営している。

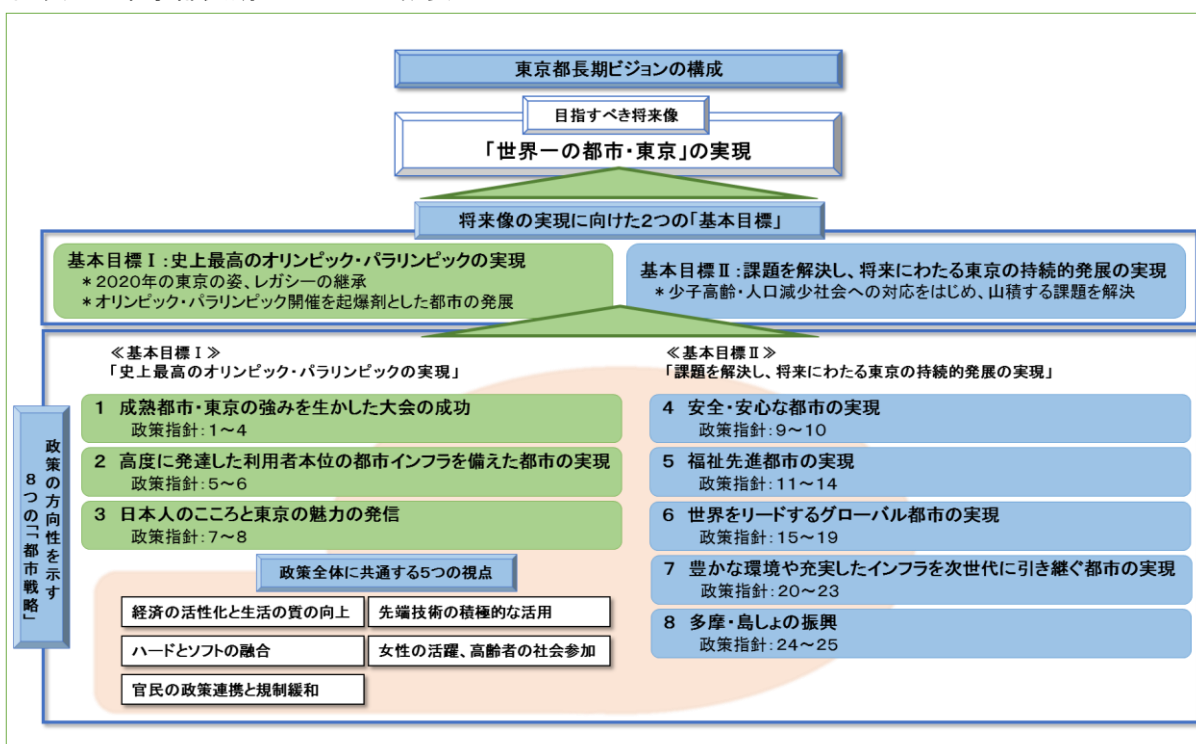
⁵ 各自治体が実施する入札情報の入手、入札参加資格審査申請、電子入札などを行うことができる。

⁶ 各自治体への申請・届出が、インターネットを利用して行うことができる。

前者の目標においては、「来訪者へのおもてなしの準備」として、多言語対応（デジタルサイネージ*などの最先端技術の活用）、Wi-Fi*環境の整備（アクセスポイント*の拡充）が重点施策として示されている。

本区でも、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、①情報バリアフリー、②デジタルサイネージ、③翻訳アプリなどを活用した情報提供サービスの展開、を来訪者のためのおもてなし施策として実施することとしている。

図表6 東京都長期ビジョンの概要



(出典：東京都資料より情報管理課作成)

3. 本区が対応すべき社会・ICTの動向

豊島区が進める情報化の方針は、国や東京都の動きを踏まえつつ、豊島区第3次行政情報化実施計画（計画期間：平成28年から平成32年）に明記されている。その概要は以下のとおりである。なお、豊島区第3次行政情報化実施計画の詳細は、第5章を参照。

(1) 社会保障・税番号制度への適切な対応

社会保障・税番号は平成28年1月より利用が開始された。これを受け、本区は運用開始に向けて情報提供ネットワークシステム*及び情報提供等記録開示システム*への情報連携に伴う基幹系システム*等の改修を行った。また、「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」（総務省通知・平成27年11月24日）により、個人番

号*を扱う各システムを対象にそれぞれセキュリティ対策を講じている（平成28年度第2回の行政情報化推進本部決定）。このセキュリティ対策は、「強靱性向上対策」と称し、①基幹業務への二要素認証*の導入・情報流出の防止、②インターネット分離*・無害化対策*、③自治体情報セキュリティクラウドへの接続の3本柱によるものである。

（2）2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催機会を捉えたIT利活用によるおもてなし

「2020年東京オリンピック・パラリンピック」では外国人観光客が多数来訪することが予想される。先述したように、本区の魅力と情報を積極的に世界に発信していく仕組みとして、無料の公衆無線LANサービス「TOSHIMA Free Wi-Fi*」に係る提供エリアの拡大の及び、映像情報の提供（区有施設へのデジタルサイネージの設置、パブリックビューイング*の設置）を推進する方針である。

（3）ビッグデータの利活用と新たな行政サービスの促進

「世界最先端IT国家創造宣言」では、ビッグデータの利活用によるサービスの促進がうたわれている。本区では既に平成23年度にシステム共通基盤*を導入し、他のシステムと共通に利用するデータを「共通情報管理システム」として管理している。

共通情報管理システムで管理しているデータをビッグデータとして活用することができるツールを導入することで、行政サービスの見直し、新たな行政サービスの構築への活用が見込まれるため、この共通基盤を活用・発展させる仕組みや体制づくりを検討する。

（4）公共データの民間開放（オープンデータ）の推進

「豊島区オープンデータ利活用に関する指針」（平成29年4月に策定）により、本区は区組織の所有するデータを積極的に公開する。行政の透明性・信頼性の向上、公的データの共有及び協働による地域課題の解決、地域経済の活性化、行政における業務の高度化・効率化の達成を目指す。

（5）自治体クラウドの導入

本区では「住民情報系PaaS型クラウド」を実施しており、都内4区共同（中央区、世田谷区、練馬区、豊島区）でシステムを運用している。今後は、内部系システム*の領域で、住民記録システムで導入したPaaS型クラウドの取組みを横展開する。また、現在ノンカスタマイズ⁷で導入しているシステム（投票管理システム、レセ

⁷ システムやソフトウェアの機能などを区独自の仕様に変更しないこと。

プト管理システム等) について、今後、各システムを更改する際には、自治体クラウド導入の検討を優先する。

(6) ワーク・ライフ・バランスの実現

IT サービスの活用により、外出先や自宅など、場所にとらわれない就業を可能とし、多様で柔軟な働き方が選択できる社会の実現が求められている。本区では、ワークスタイルの変革として、タブレットパソコン*等を使用したモバイルワーク⁸を推進し、育児休業や介護休暇で仕事から離れざるを得なくなった職員との情報共有手段の導入等についても検討を進める。

⁸ 決められたオフィスで勤務する働き方ではなく、時間や場所に縛られず、ICT を活用して柔軟に働く「テレワーク」の一形態（その他のテレワークの形態：在宅勤務、サテライトオフィス勤務など）。

第2章

豊島区のITの変遷

第2章 豊島区のIT化の変遷

1. はじめに

この章では、本区のIT化（システム化）の変遷をみていく。自治体における行政事務のIT化は、IT業界や国の動向によるところが大きい。そこで、電子計算機（コンピュータ）を導入した当時から現在までを大きく2つの時代に分け、国の動向と対比しながら本区のIT化を整理することとしたい。一つ目はれい明期～汎用コンピューター*（ホストコンピューター）の時代、二つ目は、高度情報通信ネットワーク（インターネット、ブロードバンド*）による電子自治体推進の時代である。

2. れい明期～汎用コンピューターの時代（2000年頃まで）

（1）行政情報化の流れ

大規模電子計算機の導入の背景には、戦後の日本経済の急激な成長に伴う行政需要の飛躍的な増大と大都市地域における新規職員の採用難等の事情がある。また、昭和30年代、行財政の効率的な運営に向けた取組みが強化され、各自治体は、窓口事務の一本化、事務処理に関する組織・機構の改善を進める一方、機械化による事務処理の合理化の動きがあった(図表7)。

図表7 昭和時代の年表（10年代ごと）

昭和30年代	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁及び総理府統計局を皮切りに大規模電子計算機を導入し、大量定型業務の自動処理化が進められた。 ・昭和35年大阪市が電子計算機を導入 ・昭和36年京都市が電子計算機を導入 ・昭和38年東京都・神奈川県が電子計算機を導入
昭和40年代	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体における電子計算機が活発化し、全国的に電子計算機の利用・導入が進むとともに、事務処理の迅速化、効率化が図られた。 ・昭和45年に財団法人地方自治情報センター⁹が設立され、現在の地方行政の実務で利用されている各種の情報処理システムの仕組み等が構築された。
昭和50年代	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和40年代末期におけるわが国経済の構造的変化から、国・地方を通じて財政悪化が深刻化したため、多くの自治体が、事務処理の合理化を目指し電子計算機の導入が進んだ。 ・汎用コンピューターの利用は一括大量処理に留まらず、住民に対する行政サービスの向上に直接貢献するようになった。

⁹ 財団法人地方自治情報センターは昭和45年に設立され、平成26年4月1日に解散した。同センターは平成15年から稼動した住民基本台帳ネットワークシステムの全国センターを運営し、都道府県知事の委任を受けて本人確認情報を一括処理した。同センターの権利と義務は平成26年4月1日に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に承継された。

代	<ul style="list-style-type: none"> 豊島区では昭和51年7月情報処理準備室が発足、翌52年4月に情報管理課が設置され、これに併せ外部委託から自区運用による汎用コンピューターが導入された。 昭和58年11月豊島区の「住民情報システム」が、財団法人地方自治情報センターから「優秀システム」として表彰された。
昭和60年代	<ul style="list-style-type: none"> 光ファイバー網*の整備が進むにつれ通信回線がアナログからデジタルに切り替わることで、庁内LAN等の情報通信ネットワークの整備が進むとともに、衛星通信*、CATV*、ICカード等のメディアを活用した地域情報化施策が進む。 昭和60年12月「豊島区電算処理基本計画」を策定 昭和62年11月豊島区は財団法人地方自治情報センターから「電算優良市区町」として表彰された。

(出典：情報管理課作成資料)

(2) 豊島区の導入状況（昭和52年度以降）

豊島区では、昭和52年から汎用コンピューターを活用しつつ、区民サービスの向上と事務処理の簡素・効率化のために「総合行政情報システム」の確立を図ってきた(図表8及び図表9)。

図表8 汎用コンピューターによるシステム化の状況（昭和50年から平成12年まで）

昭和50年度	<ul style="list-style-type: none"> 「情報処理システムの開発構想について」を策定 <ol style="list-style-type: none"> 情報の総合化 住民情報システムの開発 DB*/DC*化（データベース/データ通信）
昭和52年度	<ul style="list-style-type: none"> 住民記録カナDBの開発
昭和53年度	<ul style="list-style-type: none"> 住民税、国民健康保険のDB/DC化について決定（9月）
昭和54年度	<ul style="list-style-type: none"> 住民情報カナ照会オンライン開始 「住民情報システムの基本計画」を策定（9月） 住民記録システムの概略設計を関連13課で開始（1月）
昭和55年度	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳、外国人登録、住民税、国民健康保険の先行開発を開始（5月） 「住民情報システムの開発計画（素案）」を決定（6月）
昭和56年度	<ul style="list-style-type: none"> 先行開発業務のシステム移行時期を決定（6月） 「住民情報システムの開発について」を決定（9月） 住民税オンラインシステム稼働（11月） 国民健康保険オンラインシステム稼働（3月）
昭和57年度	<ul style="list-style-type: none"> 住民記録カナ漢字変換作業（6～8月） 住民記録漢字オンラインシステム稼働（12月）

第2章 豊島区のIT化の変遷

	・老人保健オンラインシステム稼働（2月）
昭和60年度	・軽自動車税オンラインシステム稼働（1月）
昭和61年度	・印鑑登録オンラインシステム稼働（10月） ・保育オンラインシステム稼働（11月）
昭和62年度	・外国人登録オンラインシステム稼働（2月）
昭和63年度	・住居表示オンラインシステム稼働（1月）
平成2年度	・国民年金オンラインシステム稼働（4月） ・生活保護オンラインシステム稼働（11月） ・ひとり親家庭医療費助成オンラインシステム稼働（12月）
平成4年度	・学齢簿オンラインシステム稼働（4月） ・外国人印鑑登録オンラインシステム稼働（6月）
平成5年度	・乳幼児医療費助成オンラインシステム稼働（4月） ・除籍、改製原戸籍証明発行オンラインシステム稼働（9月）
平成6年度	・就学援助オンラインシステム稼働（4月） ・保健衛生（予防接種等）オンラインシステム稼働（4月） ・戸籍情報オンラインシステム稼働（3月）
平成11年度	・介護保険情報オンラインシステム稼働（10月）
平成12年度	・自動交付機による住民票の写し、印鑑登録証明書の交付開始（4月） ・自動交付機による住民税課税（非課税）証明書の交付開始（11月）

（出典：情報管理課作成資料）

図表9 汎用コンピューターによる内部情報管理の状況

内部情報管理		
職員情報	DBシステム稼働（7月）	昭和55年度
	カナオンラインシステム稼働（9月）	昭和58年度
	漢字オンラインシステム稼働	昭和61年度
財務情報	予算編成システム稼働（10月）	平成7年度
地域情報	商工融資オンラインシステム稼働（10月）	昭和57年度
	街路灯管理オンラインシステム稼働（12月）	昭和62年度

（出典：情報管理課作成資料）

(3) 23区の汎用コンピューターの導入状況（平成15年度）

平成15年度における23区の汎用コンピューターの導入状況は、次のとおりである（図表10）。

図表10 23区の汎用コンピューターの導入状況（平成15年度）

区名	メーカー	区名	メーカー
千代田	汎用機なし	渋谷	NEC
中央	富士通	中野	富士通
港	IBM	杉並	NEC
新宿	富士通	豊島	IBM
文京	NEC	北	NEC
台東	日立	荒川	富士通
墨田	IBM	板橋	NEC
江東	NEC	練馬	富士通
品川	富士通	足立	NEC
目黒	IBM	葛飾	ユニシス
大田	NEC	江戸川	日立
世田谷	富士通		

（出典：平成15年度特別区電子計算主管課長会調査資料より）

3. 電子自治体推進の時代（2001年以降）

（1）電子自治体に向けた国の動き

21世紀になってからも、汎用コンピュータの運用は継続していたが、平成18年以降オープン化に向けた準備が始まる。オープン化とは、複数の事業者からの提案をもとにシステムを選定することができるパッケージを基本としたオープンシステム*へ移行することをいう。

ICTの動向に目を転じると、この時代は、急速なパソコンの普及やインターネットの利用者の増大など、社会を取り巻く情報環境が大きく変化した時代である。ダウンサイジング*、集中処理*から分散処理*への移行、ネットワークの高速大容量化、エンドユーザー・コンピューティング*の浸透などコンピュータをめぐる技術進歩が著しい。

こうした中、政府はITに関する方針等を策定し、官民をあげてIT化を推進することになる。ここでは、電子自治体推進の取組みについてみていく。

まず、国は、地方公共団体における情報化の施策を積極的に支援するため、平成12年7月に自治大臣（当時）を本部長とする「地域IT推進本部」を設置した。同本部は同年8月には「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」を決定した。

当時における、国の動きに連動した区の取組み方針は次のとおり。

「新生としま改革プラン」から「豊島区行政情報化推進計画」へ

豊島区は、地方分権時代の幕開けである平成12年の10月に、区民が主体の地域特性を生かした獨創性あふれる自治体運営へ転換を図るため「新生としま改革プラン」を策定。ここでは、急速に押し寄せた第二の産業革命ともいえるべきIT（情報通信技術）革命の波を受けIT化の方針を打ち出している。

<プランE 透明性、迅速性にすぐれた行政システムの確立>

【方針2】インターネットの活用などにより、地域情報行政情報の迅速な提供に努める

○情報通信ネットワークを活用した情報提供の拡充（ホームページ）

○庁内情報基盤の整備（庁内LAN）

○電子的な行政サービスの提供（申請・届出様式の提供等）

また、同年12月に策定した「豊島区行政情報化推進計画」では、行政のあらゆる分野への情報通信技術の成果の普遍的な活用と、これに併せた旧来の制度や前例、慣行の見直しにより、区民サービスの飛躍的向上と行政運営の質的向上を図ることとした。

国の動向に戻る。

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するために、平成13年1月、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」が設置された。

平成13年1月には、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」が施行され、同月IT戦略本部において、「e-Japan戦略」を策定、このIT戦略を受けて総務省は平成13年10月に「電子政府・電子自治体推進プログラム」を策定するなど、電子自治体に向けた流れが加速していく。

このように、国の動きに合わせ区の情報化が進展するが、これらの流れを整理したものが図表11である。

図表11 国（IT戦略本部／総務省）の主な動きと豊島区の動き

	国（IT戦略本部／総務省）または豊島区
平成12年8月	「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」を策定（自治省：地域IT推進本部） ・地方自治体がIT革命に的確に対応していくためには、第1に地方公共団体の電子化（電子自治体）の実現を図ること、第2に地域の社会・経済活動の活性化に資するための情報基盤の整備に取り組むことを基本に提案
平成12年10月	「新生としま改革プラン」を策定（豊島区）
平成12年12月	「豊島区行政情報化推進計画」を策定（豊島区）
平成13年1月	「e-Japan戦略」を策定（IT戦略本部） ・「わが国が5年以内に世界最先端のIT国家となる」ことを目標とし、ブロードバンド等のIT基盤の整備などを推進。平成15年度までに「電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現」することを目標にした。
平成13年10月	「電子政府・電子自治体推進プログラム」を策定（総務省） ・電子政府・電子自治体により実現する新しい行政サービスの将来イメージやそのための取組みのスケジュールの全体像を整理・公表
平成14年8月	住民基本台帳ネットワークの第1次稼働 ・住民票コードの通知、本人確認情報の提供
	住民基本台帳ネットワークに接続（豊島区）
平成15年7月	「e-Japan戦略II」を策定（IT戦略本部） ・医療、行政サービス等の7分野でITの利活用に向けた先進的な取組みを推進 「重複投資は徹底排除、行政の透明性を高め、国民の参画を促進」することを目標にした。
平成15年8月	「電子自治体推進指針」を策定（総務省） ・電子自治体の基盤整備、行政サービスの向上、行政の効率化、地域の問題解決、情報セキュリティの確保に向けた各種の施策を講じた。
	住民基本台帳ネットワークの第2次稼働 ・住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化
	住民基本台帳カードを交付（豊島区）

平成16年10月	<p>u-Japan 政策を策定（総務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単なる電子化ではなく、草の根のように生活の隅々にまで ICT が駆け込み、創意ある利活用が促進され、新しい価値が次々に湧き上がる「価値創発」型の社会の実現を目指した。
平成18年1月	<p>IT 新改革戦略を策定（IT 戦略本部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな国家戦略として「IT 新改革戦略—いつでも、どこでも、だれでも IT の恩恵を実感できる社会の実現—」を定めた。
平成18年3月	<p>「豊島区行政情報化実施計画」を策定（豊島区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LAN*・WAN*等ネットワークの整備、パソコン等情報機器の整備、業務システムの見直し等を推進
平成18年7月	「電子自治体オンライン利用促進指針」を策定（総務省）
平成19年3月	「新電子自治体推進指針」を策定（総務省）
	「豊島区情報システム再構築ガイドライン」を策定（豊島区）
平成19年10月	電子自治体の推進に関する懇談会のもとにオンライン利用促進ワーキンググループ及びセキュリティワーキンググループを設置し、地方公共団体におけるオンライン利用促進の取組みを支援
平成21年7月	<p>「i-Japan2015」を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術による「新たな行政改革」を目指した。
平成23年3月	「豊島区第2次行政情報化実施計画」を策定（豊島区）
平成24年7月	新税務システムを稼働（豊島区）
平成24年8月	新国民健康保険システムを稼働（豊島区）
平成26年1月	総合保健福祉システムを稼働（豊島区）
平成26年5月	住民記録系システムを稼働（豊島区）
平成26年12月	汎用コンピューターを廃止（豊島区）
平成28年3月	<p>「豊島区第3次行政情報化実施計画」策定（豊島区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ビッグデータ」、「オープンデータ」及び「自治体クラウド」といった情報化の方向性を掲げている。また、「社会保障・税番号制度」や「2020年東京オリンピック・パラリンピック」といった社会動向を踏まえた情報化施策への取組み。

（出典：情報管理課作成資料）

（2）豊島区行政情報化実施計画及び豊島区第2次行政情報化実施計画の取組状況

平成12年に策定した「豊島区行政情報化推進計画」に基づき、行政情報化を推進してきたが、ひっ迫した区財政の影響（平成バブル経済崩壊等）から本区の情報化は他区に比べて、内部情報系システムの導入がされていないなど大幅に遅れていた。

このような状況から、情報化の遅れを取り戻すため、平成18年に「豊島区行政情報化実施計画」（計画期間：平成18年～平成22年）を策定した。

「第1次計画」では、5つの施策として、情報化基盤の整備として職員一人1台のパソコン配置、オープンシステムへの移行、内部情報処理システムの導入が掲げられ、計画期間の5年をかけ順次導入・実施してきた。

また、平成23年には「第1次計画」を引き継ぐ計画として、「豊島区第2次行政情報化実施計画」（計画期間：平成23年～平成27年）を策定。

「豊島区第2次行政情報化実施計画」では、さらなる行政事務の効率化・高度化、区民サービスの向上を図るとともに、区民の財産である個人情報を守るための、情報セキュリティの確保と強化を新たな目標として設定した(図表12)。

図表12 実施計画の構成状況

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
豊島区行政情報化実施計画					豊島区第2次行政情報化実施計画				
					目標1. 区民の利便性向上 目標2. 行政事務の効率化・高度化 目標3. 地域社会の活性化 目標4. 信頼性・安全性の向上				
施策 ①庁内インフラの整備 ②情報化推進体制の整備 ③情報セキュリティ管理体制の整備 ④基幹系システムの再構築 ⑤内部系システムの導入					取組方針 ①情報受発信の拡充 ②ワンストップサービスの推進 ③行政サービスの拡充 ④行政システムの全体最適化 ⑤情報化推進体制の強化 ⑥安心・安全なまちづくりの推進 ⑦環境負荷対応軽減への対応 ⑧情報セキュリティの確保 ⑨ICTインフラの信頼性の確保				

(出典：情報管理課作成資料)

4. 豊島区行政情報化実施計画の達成状況

豊島区行政情報化実施計画の各施策の達成状況（平成23年3月時点）は、次のとおりである（図表13）。

図表13 豊島区行政情報化実施計画の達成状況

施 策 (実施・稼働年度)	達成状況	達成度
① 庁内インフラの整備	達成状況	100%
○ 庁内 LAN の拡張・整備（平成18年度） ・ネットワークに参加していなかった学校が、庁内 LAN に参加できるようにした。 ・ネットワークの通信速度を高速化することで、出先機関とより多くのコンテンツを共有できるようにした。 ・職員に配備された庁内 LAN パソコンとネットワークを活用して、職員間での情報交換や情報共有を促進するためにグループウェア*を導入した。	○	
○ 職員認証基盤の強化（平成18・19年度） ・ID・パスワードによって行っている職員認証を、ICカードを使う認証システムに変更した。	○	
○ セキュリティ基盤の強化（平成18・19年度） ・基幹系パソコンをシンクライアント*へ変更し、情報を外部に持ち出せないシステム環境を構築した。	○	
○ パソコンの整備（平成18・19年度）～庁内 LAN パソコンの整備 ・新規導入や基幹系パソコンからの転用により庁内 LAN パソコン 500 台を増設し、必要な職員 1 人 1 台体制（当時）を実施した。 ・ネットワークによる職員間の情報共有を推進するとともに、職員が机上で常時各システムを利活用できる環境を整え、事務処理の効率化を図るために庁内 LAN パソコンの整備を進めた。	○	
② 情報化推進体制の整備	達成状況	100%
CIO 補佐官の任用にあたっては、CIO 補佐官と同等業務を遂行可能で、業務分析・ICT・情報セキュリティ等のノウハウを有するコンサルタントに支援業務を委託した。	○	

<p>③ 情報セキュリティ管理体制の整備</p> <p>情報セキュリティ管理体制を整備するにあたって、監査支援事業者の支援のもと、情報セキュリティ監査を実施した。監査支援事業者には監査計画策定に加え、監査実施の一部について支援を受けた。</p> <p>情報化の推進とともに、さらなる情報セキュリティ強化が求められるため、監査支援事業者等の第三者による監査(情報セキュリティ外部監査)実施等を強化し、より客観的な監査の方法を検討した。</p>	<p>達成状況</p> <p style="text-align: center;">▲</p>	<p>70%</p>
<p>④基幹系システムの再構築</p> <p>基幹系システムのうち、住民記録関係業務（住民記録系システム（住民記録・印鑑登録・学務））、税関連業務（税務システム・国民健康保険システム）、福祉関連業務（総合保健福祉システム・介護保険システム）を対象に、ホストシステム*からオープンシステムへの移行計画を示す「豊島区情報システム再構築ガイドライン」を策定した。この再構築ガイドラインに従い、住民記録、税及び福祉関連業務のシステムをオープン化するとともに、システム共通基盤を新たに導入した（運用開始は平成23年1月）。</p> <p>また、税務システム及び国民健康保険システム並びに福祉関連業務の各業務システムについては、引き続き豊島区第2次行政情報化実施計画（目標2. 行政事務の効率化・高度化の情報、④情報システムの全体最適化）で取り組むこととした。</p>	<p>達成状況</p> <p style="text-align: center;">▲</p>	<p>90%</p>
<p>⑤内部系システムの導入</p> <p>内部系システムの導入においては、「文書管理システム」、「財務会計システム」、「庶務事務・人事給与システム」を導入した。</p> <p>○ 文書管理システム（平成21年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収受、起案、決裁、保存、公開、廃棄という文書のライフサイクル全体を電子化し、インターネットを通じた行政情報の公開に活用している。 <p>○ 財務会計システム（平成21年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算・執行管理・契約・備品管理・財産管理などの財務会計事務全体を電子化した。 <p>○ 庶務事務システム（平成22年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス、給与、旅費等の庶務事務を電子化し、データを職員本人が入力できるようにした。 	<p>達成状況</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p style="text-align: center;">○</p>	<p>100%</p>

(出典：豊島区第2次行政情報化実施計画より情報管理課作成資料)

5. 豊島区第2次行政情報化実施計画の達成状況

豊島区第2次行政情報化実施計画の各施策の達成状況（平成28年3月時点）は、次のとおりである（図表14）。

図表14 豊島区第2次行政情報化実施計画の達成状況

注 （下線） は、豊島区行政情報化実施計画から継続して実施された施策
太字は未実施の施策

施 策 (実施・稼働年度)	達成状況	達成度
目標1. 区民の利便性向上	達成状況	64%
① 情報受発信の拡充		
○ 豊島区公式ホームページ再構築、情報バリアフリーの推進（平成27年度） ・公式ホームページ再構築に加え、スマートフォン・タブレットパソコン対応、災害システムとの連携、ホームページ・広報紙・デジタルサイネージ記事を一括管理するシステムを構築・運用を開始した。 ・ウェブアクセシビリティ*のJIS規格に則ってホームページの再構築を行った。	○	
○ デジタルサイネージ（電子黒板）の活用（平成27年度） ・新庁舎の待合スペース、総合案内フロアにデジタルサイネージを設置・運用を開始した。	○	
○ 区有施設における情報利活用手段の拡充（継続中） ・新庁舎、池袋駅に「TOSHIMA Free Wi-Fi」を整備した。引き続き情報発信拠点の拡充に取り組んでいる。	○	
② ワンストップサービスの推進		
○ 総合窓口システムの導入（平成27年度） ・窓口業務の効率化、迅速化のための総合窓口システムを導入した。	○	
○ ICTを活用した納付手段・対象の拡充（継続中） ・コンビニ納付、モバイルレジ*納付、クレジット収納の導入（平成24年度～平成26年度）、納付対象の拡充は継続して検討している。 ・ペイジーの導入は費用対効果低いと見込まれたため見送られた。	▲	
○ 電子申請対象手続き及び電子調達対象の拡充（継続中） ・引き続き検討を行う。	▲	
③ 行政サービスの拡充		
○ 施設予約システムの導入（平成25年度） ・パソコンから公共施設の予約解約手続きができるシステムを導入・運用している。	○	

○ コールセンターの導入（平成27年度） ・新庁舎での業務開始に合わせてコールセンターを導入・運用している。	○	
○ 情報キオスク端末の設置（未実施） ・ICT環境の変化に対応したサービス提供の在り方を改めて整理・検討することとして、導入・試験運用の実施を見送った。	×	
○ コンビニ交付と住基カード普及の促進（継続中） ・個人番号カード導入に合わせてコンビニ交付サービスを開始した。（平成28年4月）	○	
目標2. 行政事務の効率化・高度化	達成状況	56%
① 情報システムの全体最適化 ○ 国民健康保険システム・住民記録系システム再構築、総合保健福祉システム構築 ・ <u>国民健康保険システムの再構築は平成22年より継続して行われ、平成25年度に運用を開始した。</u> ・住民記録系システムは、平成27年度に運用を開始した。 ・福祉関連システムの集約化を図り、総合保健福祉システムとして平成26年度から稼働し、平成27年度から運用を開始した。	○	
○ 庶務事務・人事給与システム導入（平成24年度） ・業務の電子化、情報管理の一元化により行政事務の効率化を図るためのシステムを導入した。	○	
○ 統合型GISの整備・活用（平成24年度） ・平成24年にクラウドシステム*に移行、平成26年に一部公開型システムとして構築した。	○	
○ システム共通基盤の機能拡張の検討及び活用の推進（継続中） ・共通収納機能を拡張、番号制度対応を検討、番号制度連携サーバ機能を追加、業務での活用については検討中。 ・各課のシステム共通基盤の機能拡張の検討状況について確認を行った。	▲	
○ 電子自治体最適化計画の策定（未実施） ・新庁舎移転の伴うシステム構築など、ICT環境の変化が大きいことから、計画の策定が見送りとなった。	×	
② 情報化推進体制の強化 ○ 庁内の情報化人材の育成（平成23年度～平成27年度） ・ICTに精通した職員を区の情報化推進体制の中心人物として育成するため、情報管理課の職員が情報化に関する外部研修に参加することで人材育成を進めた。	○	

目標3. 地域社会の活性化	達成状況	56%
① 安心・安全なまちづくりの推進		
○ 災害情報システムの導入（平成27年度） ・新庁舎の移転に合わせて災害情報システムを導入した。	○	
○ 保健・医療・福祉等の総合的な情報管理の検討（継続中） ・個人保健・医療等情報の包括的把握、統計を分析し、医療福祉政策策定に活用することを目的に、国民健康保険連合会のデータベースシステムへの参加を決定した。活用方法は検討中である。	▲	
○ ICTを活用した高齢者等への支援の検討（継続中） ・テレビを活用した高齢者の見守り事業の実証実験に参加し、検討を行った。	▲	
○ 教育分野におけるICT化の推進（継続中） ・ICT機器整備、校務システムを導入した。各校において引き続きICTを活用した授業に取り組んでいる。	▲	
○ 学校図書館のデータベース化・ネットワーク化の推進（平成26年度） ・学校間ネットワークの構築、学校図書館のデータベース化が完了し、運用を行っている。	○	
② 環境負荷軽減への対応		
○ グリーンICT推進の検討 ・ICT機器の利用によるCO ₂ 排出量削減の検討を行った（基幹系仮想端末化、サーバ集約化、新庁舎設置機器集約化、クラウド型システム利活用）。	▲	
目標4. 信頼性・安全性の向上	達成状況	50%
① 情報セキュリティの確保		
○ 情報セキュリティ外部監査の実施 ・職員による内部監査の実施（平成23年度～平成25年度）、自己点検の実施（平成26年度）	×	
○ セキュリティポリシー改訂の検討（平成24年度、平成27年度） ・国などの重要なセキュリティ事故等を踏まえてセキュリティポリシーを改定した。	○	
② ICTインフラの信頼性の確保		
○ 通信環境の改善（平成25年度～平成27年度） ・平成25年に校務ネットワーク整備、平成26年に新庁舎通信環境整備、平成27年度に新庁舎における無線LANの増強を行った。	○	
○ ICT-BCP策定の検討（平成26年度） ・ICT部門の事業継続計画<地震・大規模停電対応初動版>を策定した。	○	

(出典：豊島区第3次行政情報化実施計画より情報管理課作成資料)

第3章

情報管理課の状況

第3章 情報管理課の状況

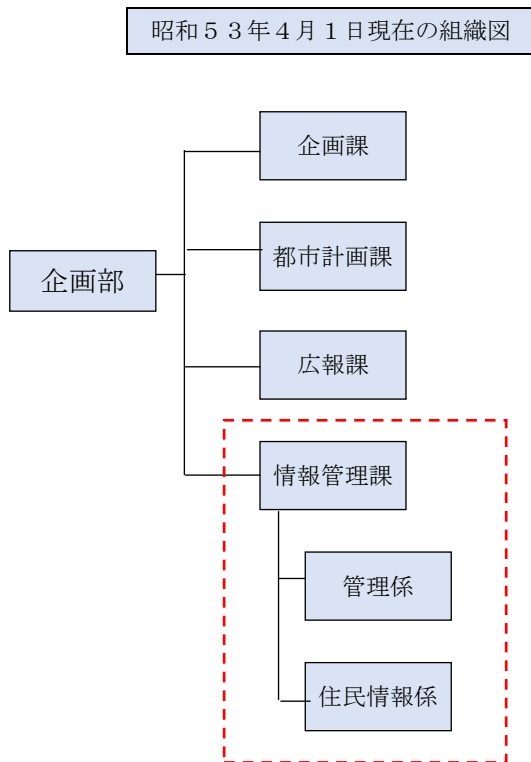
1. 情報管理課の組織

昭和51年7月企画部に情報処理準備室（職員数10名）が設置された。分担事務は委託業務の移行作業及び住民記録システムの開発等であった。昭和52年4月に情報管理課¹⁰として整備され、住民記録システムに係るプログラミング業務*が始動する。この年の12月に外部委託による運用から自区運用による汎用コンピューターが稼働する。

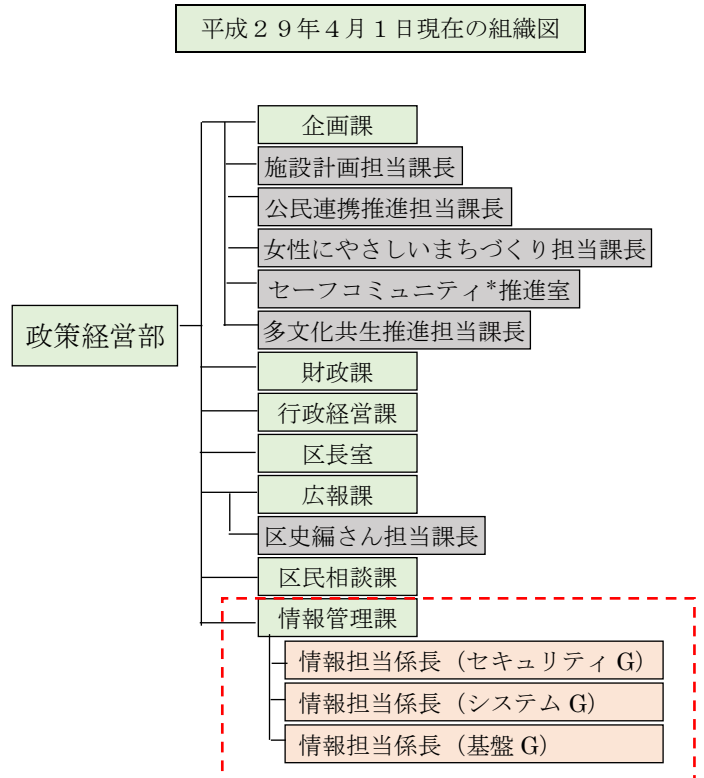
課の組織は、翌53年度から係制を整備し、職員数17名での体制となる（図表15）。

さらに、平成19年度からは、グループ制¹¹を導入し現在に至る。平成29年度現在の政策経営部情報管理課の組織体制は図表16のとおりで、職員数は15名となっている。

図表15



図表16



2. 情報管理課の分掌事務

(1) 分掌事務の比較

ここでは、設立当時と現在における組織の分掌事務の比較を試みる。初年度である昭和52年度においては係制が敷かれなかったため、係が設置された昭和53年度と比較することとする。昭和53年度の情報管理課の所掌事務は情報管理システム及び電子計

¹⁰ 昭和52年度においては係ごとの分掌事務ではなく、課の分掌事務として、個人情報審議会及び電算管理運営委員会事務、委託業務の移行作業、住民記録管理システムの開発、課内庶務事務、課内総括となっていた。係ごとの分掌事務となったのは昭和53年度からである。

¹¹ 課の所掌する事務を係ではなくグループに割り振り、事務の割り振りと人員の配分を臨機応変かつ柔軟に変えられる制度。

算組織に関することで、管理係と住民情報係で構成されていた。平成29年度の情報管理課の所掌事務は電子計算組織の管理運営に関することになっており、3グループで構成されている。設立当初の昭和53年度と現在（平成29年度）の所掌事務を比較したものが次表である（図表17）。

図表17 情報管理課の所掌事務の比較

昭和53年度		平成29年度	
情報管理システム及び電子計算組織に関すること		電子計算組織の管理運営に関すること	
管理係		セキュリティグループ	
中分類	小分類	中分類	小分類
1. 情報管理システムの企画及び調整に関すること	1. 情報管理システムの調査、研究開発及び調整に関すること 2. 電子計算組織に係る研修に関すること	1. 情報セキュリティに関すること	1. 情報セキュリティポリシーの改善に関する こと 2. 情報セキュリティポリシーの啓発に関する こと 3. 情報セキュリティ監査に関する こと 4. 情報セキュリティ対策の調査・研究及び運用 に関する こと
2. 電子計算組織の管理運営に関すること	1. 電子計算組織の管理に関する こと 2. 人事・給与システムの処理に関する こと 3. 財務情報システムの開発に関する こと 4. データベース、ディスク及びマニュアルの管理に関する こと 5. 業務日程、稼働日程計画に関する こと 6. せん孔業務に関する こと 7. 入出力帳票の管理に関する こと 8. 個人情報の開示に関する こと	2. 行政情報化の推進に関すること	1. 行政情報化推進本部に関する こと 2. 新規業務システムの企画に関する こと 3. 情報化に係る人材育成に関する こと
3. その他	1. 個人情報保護審議会に関する こと 2. 文書の受発、審査及び保管に関する こと 3. 公印の保守に関する こと	3. 地域情報化の推進に関する こと	1. 地域情報化計画等に関する こと 2. テレトピア計画に関する こと 3. 地上デジタル放送の連絡調整に関する こと

第3章 情報管理課の状況

	4. 予算、決算及び経理に関すること 5. 物品の調達に関すること 6. 広報に関すること 7. その他一般庶務に関すること		
		4. 課の庶務に関すること	1. 総務省統計調査に関すること 2. 文書の受発、審査及び保管に関すること 3. 公印の保守に関すること 4. 予算、決算及び経理に関すること 5. 物品の調達に関すること 6. その他一般庶務に関すること
住民情報係		システムグループ	
中分類	小分類	中分類	小分類
1. 住民情報システムの開発、運営及び調整に関すること	1. 住民システムの調査、研究開発及び調整に関すること 2. 住民記録システムの処理に関すること 3. 税務システムの処理に関すること 4. 国保システムの処理に関すること 5. その他住民システムの活用に関すること	1. 情報処理システムの改修及び運営に関すること	1. 住民情報系システムの運用に関すること 2. 内部情報系システムの運用に関すること 3. 電子申請システムの運用に関すること 4. 職員ポータルの維持管理に関すること 5. オープンデータ等の整備に関すること 6. その他情報システムの整備に関すること
		2. サーバー室等の維持管理に関すること	1. サーバー室の管理に関すること 2. 情報管理室の管理に関すること
		基盤グループ	
		中分類	小分類
		1. 情報化基盤の維持管理に関すること	1. 情報化基盤の管理・運用に関すること 2. 情報化基盤に係る機器の管理・運用に関すること

(出典：行政経営課の資料より情報管理課作成)

(2) 分掌事務比較による役割分析

以下には昭和 53 年度から現在に至るまでの分掌事務の変化を踏まえつつ、主な業務について設立当初と現在の組織の役割の変化を示す。

① 個人情報保護審議会の運営に関する業務

個人情報保護に係る業務として審議会運営については、設立当初から平成 18 年度まで情報管理課の所掌事務であったが、平成 19 年度に総務課（行政情報係）へと移行後、平成 27 年度から広報課（広報担当係長・行政情報グループ）、さらに平成 28 年度からは区民相談課（区民相談担当係長・行政情報グループ）へと変遷をたどっている。

当初、当該業務は、情報管理課が担っていたが、電算化が進むにつれ、個人情報データの取り扱いが全庁へと拡がるとともに、情報公開に係る制度の整備など個人情報や行政情報の取り扱いに係る制度環境などへの対応に迫られる。このため、法務部署との連携を図りつつ、情報管理における責任の所在を明確にすること、情報システムの運用の適性を確保することの観点から、電算システムの運用部門から制度の監査・監督機能を分離し他課へ移行したものである。

② 情報セキュリティに関すること

平成 15 年 7 月に豊島区情報セキュリティ対策基準が策定され、事務分掌上では平成 16 年度にはじめて情報化推進係の分掌事務に情報セキュリティに関することが規定され、翌 17 年度には情報セキュリティ担当係長を設置した。その後グループ制の導入に伴い、平成 21 年度から情報セキュリティグループの分掌事務とされ、さらに庶務グループと統合のうえ平成 28 年度からセキュリティグループの分掌事務となっている。

③ 行政情報化計画の推進に関すること

平成 14 年度から新設の事務として情報化推進係の担当となる。平成 14 年 9 月に豊島区行政情報化推進本部設置要綱¹²の制定により、行政情報化推進本部に関すること（小分類）が平成 16 年度より所掌事務として追加され、現在はセキュリティグループの事務となっている。

④ 地域情報化の推進に関すること

平成 10 年度に「地域情報化施策の推進に関すること」として情報調整主査の所掌事務となり、地域情報化計画等の策定が事務として新設される。また、テレトピア計画¹³に関すること（小分類）については平成 16 年度から情報化推進係の事務となり、現在はセキュリティグループの事務となっている。

¹² 平成 15 年 4 月 1 日策定、平成 20 年 5 月 1 日に廃止された。（要綱は資料 1 のとおり）

¹³ 豊島区テレトピア計画は、「豊島区基本計画」の補完計画である地域情報化推進計画では、豊島区テレトピア計画をも含む。地域情報化計画は、「豊島区地域情報化ビジョン」に基づき、総合的・効率的に地域情報化を推進するため、早期に整備すべき情報通信基盤及び情報処理・通信システムの導入を目指すとして平成 8 年 12 月策定された。

3. 情報管理課の職員数の推移

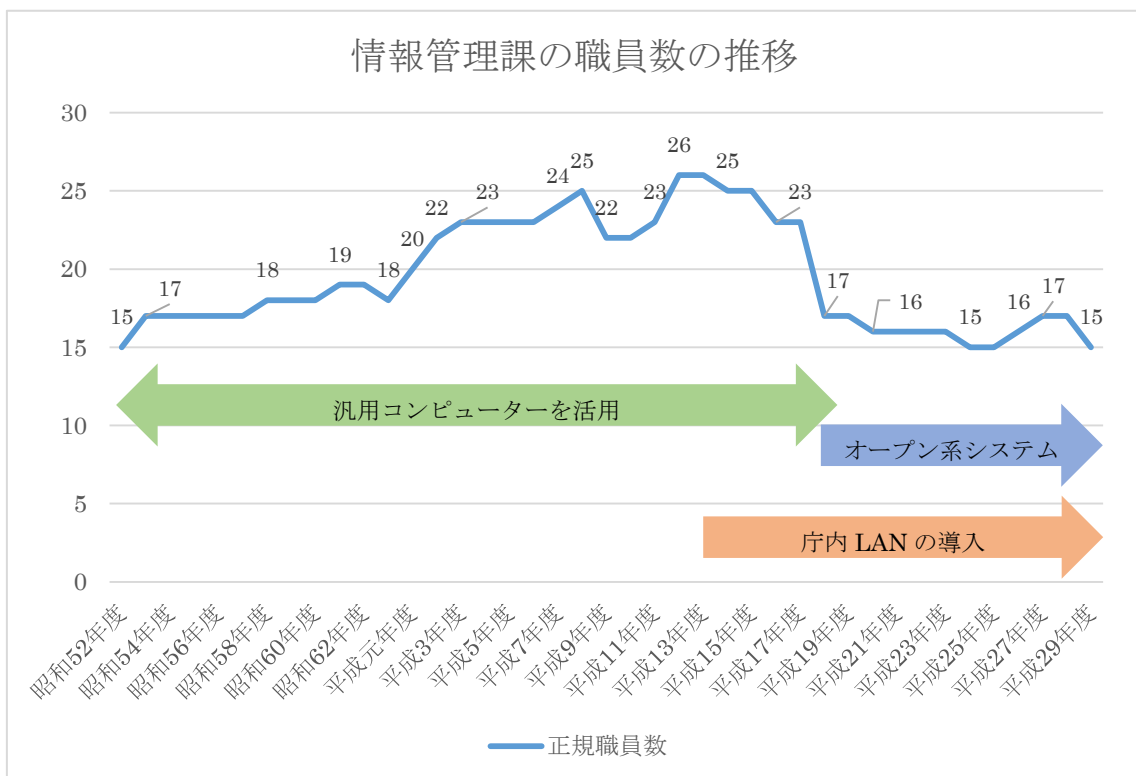
(1) 職員数の推移

昭和52年4月に情報処理準備室から情報管理課に組織改正され、正規職員15人の体制でスタートした。汎用コンピューターを活用した電算化の進展により職員数も増加し、平成8年度には25人となる。

財務情報の開発終了により平成9年度には、一旦、22人となったが、地域情報化担当係長・行政情報担当係長が新設されたことにより平成12年度には26人となる。その後個人情報保護審議会の事務等が総務課に移行したことやグループ制の導入により平成19年度に17人となり、平成20年度には16人、さらに平成24年度には15人と、創設時と同一となった。

新庁舎への移転に向けた体制の強化により平成26年度16人、平成27年度から平成28年度が17人と再び増加するが、新庁舎移転完了により平成29年度には15人となった(図表18)。なお、情報管理課の職員数の推移は、全庁的にシステム開発要員が配備されていることや、電算システムのオペレーティング等に係るアウトソーシング(民間委託等)によるマンパワーのシフトがあることに留意が必要である。

図表18



(出典：行政経営課の事務分担表より情報管理課作成資料)

(2) 情報管理課係組織の変遷

情報管理課が設立された昭和 52 年度においては課内に係が置かれておらず、昭和 53 年から管理係と住民情報係が置かれた (図表 19)。

昭和 60 年 12 月に「電算処理基本計画」が策定されたことにより、昭和 61 年度から情報調整主査が設置された。また、財務情報システムの開発のために平成元年度から財務情報開発主査が設置されている。

平成 12 年 3 月に豊島区個人情報等の保護に関する条例及び豊島区行政情報公開条例が制定されたことにより、平成 12 年度より行政情報担当係長が設置され、広報課情報公開主査が所管していた行政情報の公開に関することや行政情報コーナーに関することが所掌事務として加わった。

平成 12 年度には課内の職員数が 26 名で最大となった。これに合わせて、平成 12 年度においては 2 係、3 つの担当係長¹⁴ (4 人) が置かれる。

平成 14 年度からは前年度までであった管理係、システム係、情報基盤整備係の事務分担を見直し、情報推進係、情報システム係とし、行政情報担当係長を行政情報係に移行して課内を 3 係体制とした。

平成 17 年度から平成 18 年度においては、3 係に加えて情報セキュリティ監査に対応するため情報セキュリティ担当係長 (1 人) が置かれた。

平成 19 年度から行政情報の公開、個人情報の保護に関する所掌事務が総務課へ移った。また、情報化基盤の整備、各種情報システムの導入、基幹系システムのオープンシステム化に対応するため課内の事務分担を再編のうえグループ制 (4 グループ) を導入した。

平成 20 年度は、情報処理システムの改修及び運営に関する業務への対応が終了したことで 3 グループとなり、グループの名称が情報基盤グループから庁内 LAN グループに変更になった。

平成 21 年度から平成 23 年度においては、情報セキュリティ管理体制の整備に対応するため情報セキュリティグループが設置されて 4 グループとなった。

平成 24 年度からは庶務グループの行政情報化の推進等の事務が情報セキュリティグループに移行して 3 グループとなり、平成 28 年度からは扱う業務内容の変更によりグループの名称が変更となった。

図表 19 課内体制の推移 (昭和 52 年度から)

年 度	体 制	係長数	備 考
昭和 52 年度	係制なし	主査 1	
昭和 53 年度～昭和 60 年度	管理係・住民情報係	2 人	昭和 60 年 12 月「電算処理基本計画」策定

¹⁴ 豊島区行政情報化推進計画の施策の推進のため OA 担当係長、地域情報化担当係長が、個人情報の保護・行政情報の公開の制度運営のため行政情報担当係長 (2 人) が置かれた。

第3章 情報管理課の状況

昭和 61 年度～平成元年度	管理係・情報システム係・情報調整主査	3 人	
平成 2 年度～平成 8 年度	管理係・情報システム係・情報調整主査・財務情報開発主査	4 人	平成 7 年 8 月「豊島区地域情報化ビジョン」策定 平成 8 年 12 月「豊島区テレトピア計画」策定
平成 9 年度～平成 11 年度	管理係・情報システム係 ・情報調整主査 (2) (配置人数)	4 人	平成 12 年 3 月「豊島区個人情報等の保護に関する条例・豊島区行政情報公開条例」制定
平成 12 年度	管理係・情報システム係・OA 担当係長・地域情報化担当係長・行政情報担当係長 (2)	6 人	平成 12 年 10 月「新生としま改革プラン」策定 平成 12 年 12 月「豊島区行政情報化推進計画」策定
平成 13 年度	管理係・情報システム係・情報基盤整備係・行政情報担当係長 (2)	5 人	平成 13 年 12 月庁内 LAN の運用開始
平成 14 年度～平成 16 年度	情報化推進係・情報システム係・行政情報係	3 人	平成 15 年 7 月「豊島区情報セキュリティ対策基準」制定
平成 17 年度～平成 18 年度	情報化推進係・情報システム係・行政情報係・情報セキュリティ担当係長	4 人	平成 18 年 3 月「豊島区行政情報化実施計画」策定
平成 19 年度	情報担当係長 (庶務グループ・基幹システムグループ・情報基盤グループ・業務システム整備グループ)	4 人	グループ制の導入
平成 20 年度	情報担当係長 (庶務グループ・基幹システムグループ・庁内 LAN グループ)	3 人	
平成 21 年度～平成 23 年度	情報担当係長 (庶務グループ・基幹システムグループ・庁内 LAN グループ・情報セキュリティグループ)	4 人	平成 23 年 3 月「豊島区第 2 次行政情報化実施計画」策定

第3章 情報管理課の状況

平成 24 年度～平成 27 年度	情報担当係長(情報セキュリティグループ・基幹システムグループ・庁内 LAN グループ)	3 人	平成 25 年 5 月 7 日新庁舎での執務開始 平成 28 年 3 月「豊島区第 3 次行政情報化実施計画」策定
平成 28 年度～	情報担当係長(セキュリティグループ・システムグループ・基盤グループ)	3 人	

(出典：行政経営課の事務分担表より情報管理課作成資料)

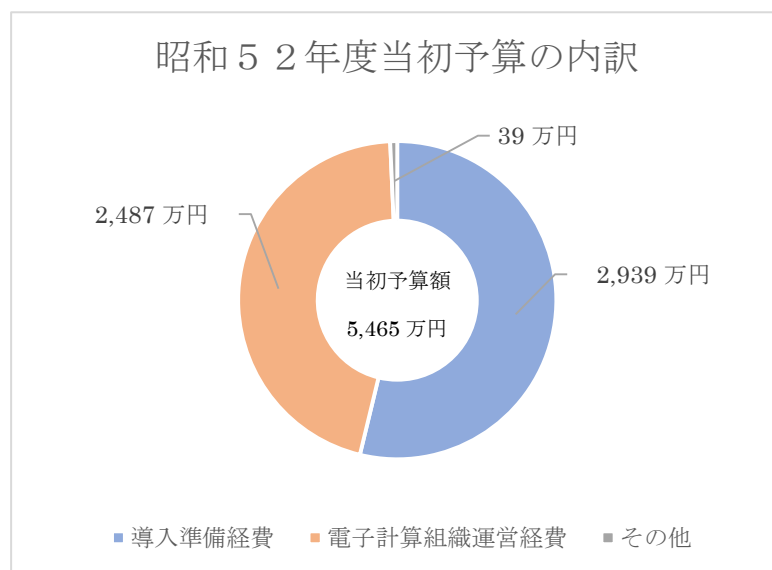
4. 情報管理課の予算・決算の状況

(1) 情報管理課の設立当初（汎用コンピューターの導入による電算処理の開始）

情報管理課が組織された昭和52年度の当初予算額は5,465万円（一般会計歳出合計：268億4,201万円）。予算の内訳は、汎用コンピューターを導入するための経費（導入準備経費）として2,939万円、電子計算組織運営経費として2,487万円が計上されていた（図表20）。

決算額は4,870万円となっており、委託業務の移行作業、住民記録管理システムの開発に関する委託料1,905万円、汎用コンピューターの利用に係る使用料及び賃借料1,806万円が歳出の76%を占めていた。

(図表20)



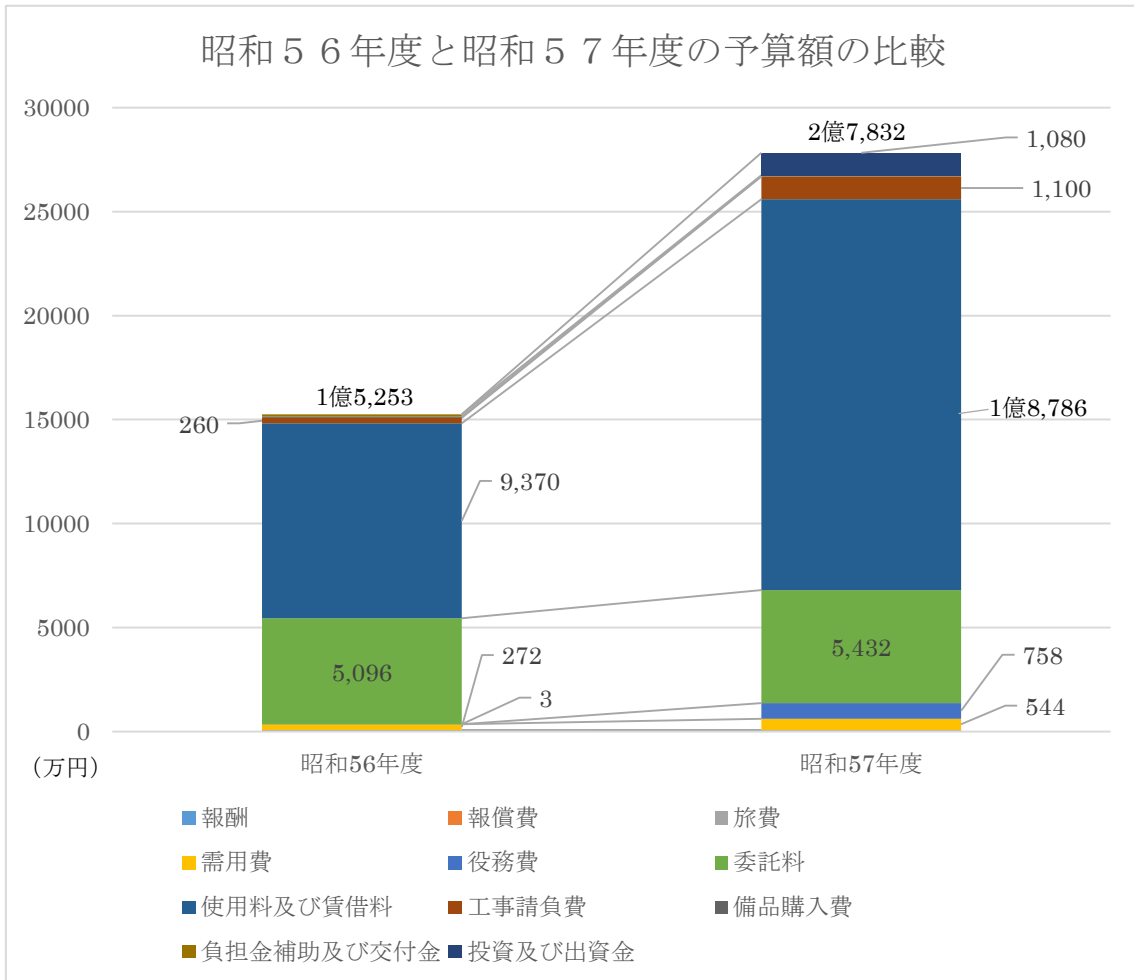
(出典：予算書より情報管理課作成資料)

(2) 漢字オンラインシステムの稼働（昭和57年度）

昭和57年度の当初予算額は昭和56年度より1億2,579万円増の2億7,832万円となった。予算額が大きく増加した要因としては、昭和57年度に住民記録・住民税・国民健康保険の漢字オンラインシステムが稼働したことにより汎用コンピューター等の利用に係る使用料及び賃借料が9,370万円から1億8,786万円と2倍になったことである。加えて、漢字オンラインシステムの稼働に必要な通信回線架設に伴う債権購入1,073万円（投資及び出資金）、配線工事費1,100万円（工事請負費）が増要因となっている。また、通信回線使用料が役務費に計上されたことで前年度の3万円から758万円に増加している（図表21）。

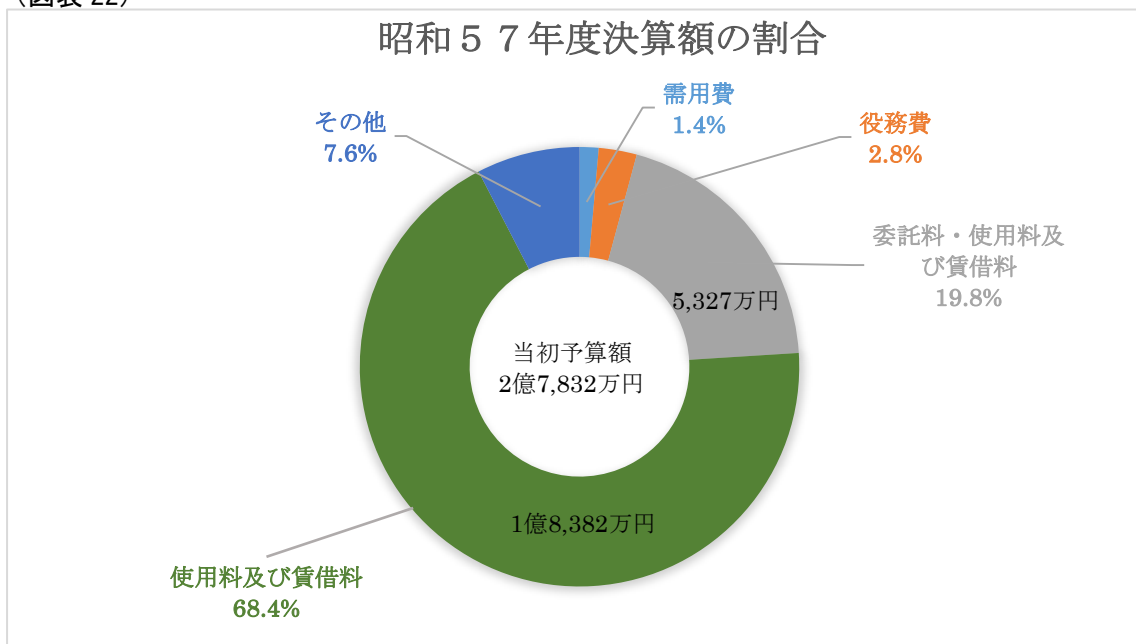
昭和57年度の決算額は2億6,880万円であった。歳出の内訳で最も多いのが汎用コンピューター等の利用に係る賃借料1億8,382万円、次に納入通知書作成・収入テープ作成・データエントリー業務等に係る委託料5,327万円となっており、両費用は歳出額全体の88.2%を占めていた（図表22）。

(図表 21)



(出典：予算書より情報管理課作成資料)

(図表 22)



(出典：予算書より情報管理課作成資料)

(3) 平成元年度から平成10年度までの予算額と決算額の推移

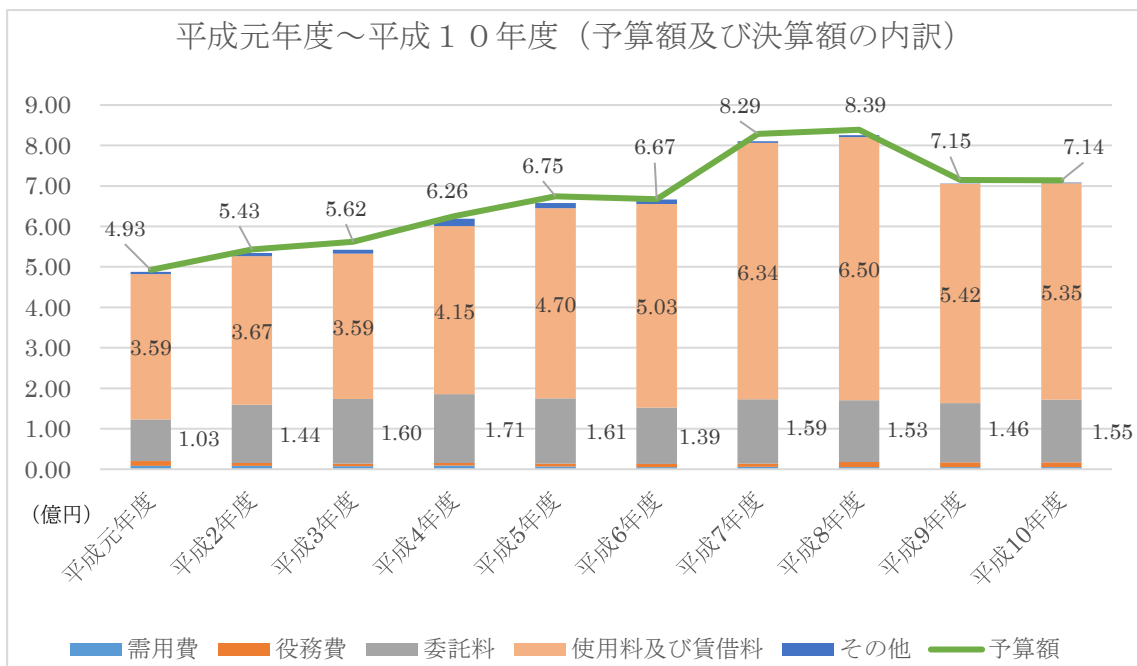
情報管理課の予算は電算化の進展とともに増加し、平成元年度の当初予算額は4億9,253万円、平成5年度には6億7,462万円、平成10年度は7億1,389万円となっていた。平成10年度の当初予算は平成元年度より4割強の増となっている。

各年度の歳出で多くを占めているのが、汎用コンピューターの利用に係る使用料及び賃借料と汎用コンピューターの保守委託やプログラムコーディング*委託に係る委託料である。平成元年の決算額は4億8,734万円であったが、そのうち使用料及び賃借料が3億5,868万円、委託料が1億336万円（そのうち、汎用コンピューター等の保守委託7,232万円、プログラムコーディング委託1,044万円）、合計は4億6,204万円となっており、歳出全体の94.8%を占めていた。決算額に占める使用料及び賃借料と委託料は、その後も増加し、各年度の歳出に占める割合も97%台になっていった。

委託料の内訳は、汎用コンピューターの保守委託と業務の電算処理のためのプログラムコーディング委託料であるが、平成元年度から平成8年度までは財務情報システム開発委託料及びシステム運用支援業務委託が含まれている。また、それ以外の委託料の変化の要因としては、業務の電算処理の件数の変化や汎用コンピューターの機器構成の変化等がある。平成元年度から平成10年度までにおいて委託料は、1千万円から2千万円程度の幅で増減している。

使用料及び賃借料は汎用コンピューター等の利用に係る賃借料である。汎用コンピューターを利用したオンライン処理業務及び処理窓口（庁内の各課及び出先施設）が増加したことで汎用コンピューターの処理能力の向上が求められ、新たな機器を導入した結果、賃借料が増加した（図表23及び図表24）。

図表 23



(出典：予算書より情報管理課作成資料)

図表 24 予算科目の内容説明

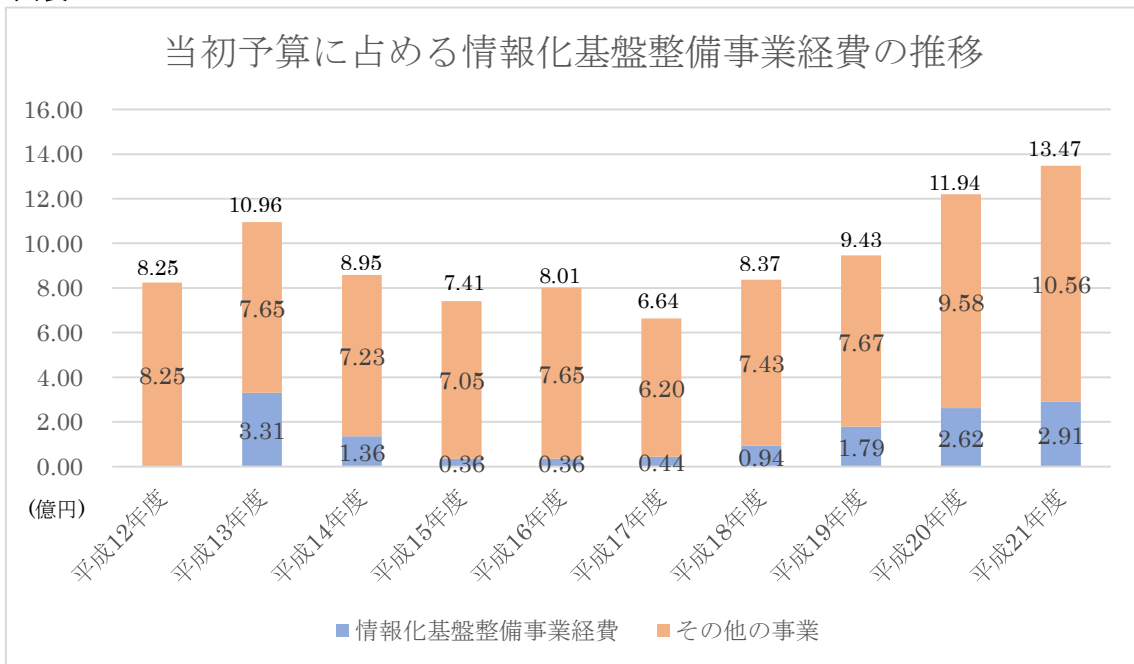
■ 需用費	ソフトウェア購入費、印刷用紙の購入費用
■ 役務費	通信回線使用料、郵便料
■ 委託料	汎用コンピューター等の保守委託料、システム開発等の構築委託料、業務の電算処理を行うためのプログラムコーディング委託料
■ 使用料及び賃借料	汎用コンピューター等の利用に係る賃借料
■ その他	報酬、旅費、工事請負費、備品購入費、負担金補助及び交付金

(出典：情報管理課作成資料)

(4) 庁内LANの運用開始

平成13年度から情報化基盤整備事業経費として3億3,077万円が新規事業として計上された。平成13年度の当初予算額は前年度より7億1,495万円増の10億9,600万円となり、初めて10億円を超える予算となった。情報化基盤整備事業経費は平成13年度から平成21年度において予算計上される(図表25)。

図表 25



(出典：予算書より情報管理課作成資料)

① 平成13年度から平成17年度において予算額が減少した理由

平成14年度は、前年度、情報化基盤整備事業経費に計上されていた中央処理装置等の購入経費(備品購入費)及び情報通信整備工事整備費等(工事請負費)がなくなったことにより、情報化基盤整備事業経費の事業費は1億3,623万円へと減少した。予算全体も前年度より2億3,678万円減少して8億5,922万円となる。

平成15年度は情報化基盤整備事業経費の中央処理装置等の購入経費(備品購入費)がなくなったことが予算減の主な要因である。また、この年度に文書管理システムの基

本計画策定の策定経費 945 万円が計上された。

平成 16 年度から文書管理システム構築事業経費 1 億 999 万円、財務会計システム基本計画等策定経費 893 万円が計上されたことで当初予算額が 8 億 99 万円へと増加するが、文書管理システム構築委託及び財務会計システム基本計画策定が中止となったことにより平成 17 年度の当初予算は 6 億 6,344 万円へと大幅に減少した。

② 平成 18 年度から予算額が増加に転じた理由

平成 18 年度から平成 20 年度に予算が増加に転じた理由としては、ネットワークはじめ、庁内サーバーや各種の業務を行うサーバーの増設に伴うものである。この背景には職員数の抑制も作用している。システム運用に係る委託料やサーバーの使用料及び賃借料、ソフトウェア購入経費（需用費）の増加は、アウトソーシングの経費の増加が要因ともいえる。

③ 役務費の増加とその他の増加要因

平成 13 年度から庁内 LAN¹⁵の稼働によりインターネットを利用するための通信回線使用料が役務費に含まれるようになった。平成 13 年度の役務費の決算額は 931 万円であったが、そのうち、オンラインシステムに係る通信回線使用料は 695 万円、インターネットに係る通信回線使用料は 236 万円となっている。平成 21 年度においては、オンラインシステムに係る通信回線使用料は 1,336 万円で、インターネットに係る通信回線使用料は 2,857 万円となり、役務費全体では 4,314 万円まで増加する。また、インターネットの利用においてはネットワーク監視委託料¹⁶が新たに発生し、その決算額は平成 13 年度の 165 万円に対し平成 21 年度には 7,841 万円と、47 倍に増加している。

平成 13 年度において、その他の支出の割合が大きくなった要因は、汎用コンピューターの導入等に係る経費（備品購入費）2 億 3,890 万円、並びに情報通信整備工事整備費等（工事請負費）6,429 万円の支出によるものである。

なお、情報化基盤整備事業経費は平成 21 年度で終了したことにより、情報化基盤整備事業経費の通信回線使用料（役務費）が、平成 22 年度から電算維持管理経費の通信回線使用料（役務費）に一本化された。同様に情報化基盤整備事業経費のネットワーク監視委託料についても電子計算組織保守委託料に一本化された。平成 22 年度の当初予算額は 15 億 3,295 万円、決算額は 15 億 387 万円で、歳出のうち電算維持経費通信回線使用料は 5,342 万円、電子計算組織保守委託料は 9 億 456 万円となっている。

④ 当初予算額に対して決算額との差が大きくなった要因

次に平成 13 年度から平成 22 年度の歳出状況を見ると、執行率が低い年度がある。その理由については、次のとおりである(図表 26 及び図表 27)。

¹⁵ 本区の庁内通信網で、電子メール等の通信機能やデータ処理、ファイル管理、データベース等、他面的な要素が一つのネットワークで統合運用されているもの。

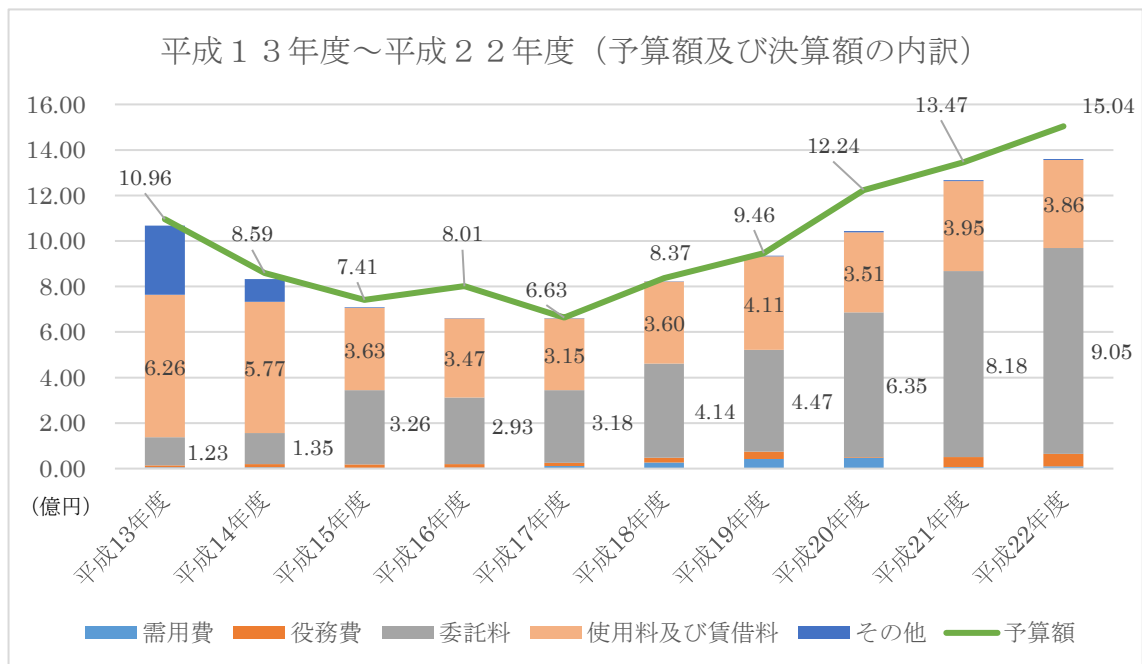
¹⁶ 平成 13 年 12 月に庁内 LAN が運用を開始したことによる、ネットワーク監視の委託料

図表 26 平成13年度～平成22年度の歳出理由

年 度	理 由
平成16年度	文書管理システム構築委託並びに財務会計システム基本計画策定が中止になったことにより委託料、使用料及び賃借料が1億726万円の不用額となったことによる。
平成20年度	計画変更に伴いシステム共通基盤構築の実施時期を延期したことにより、業務委託料について1億3,605万円が不用額となったことによる。
平成21年度	業務委託料のうち基幹系システムオープン化関係委託料において年度内に実施する業務委託量が当初の想定を下回ったことにより6,084万円が不用額となったことによる。
平成22年度	業務委託料が繰越明許費として1億1,320万円が計上されたことによる（翌年度繰越額説明：新税務システム開発において、税務システムの品質を担保し、サービスレベルを維持した状態で平成22年度中に稼働することが困難になった。そのため当初の履行期限を延長するとともに、次年度予算を確保する必要が生じた。）。

(出典：情報管理課作成資料)

図表 27



(出典：予算書及び決算書より情報管理課作成資料)

(5) 新庁舎への移転の準備（平成26年度以降）

新庁舎への移転準備が始まった平成26年度の当初予算額は、前年度より3億6,473万円増の24億7,422万円となり、これまでで最大の額となった。

① 平成26年度の当初予算が増になった理由

オープンシステムの移行に係る内部情報関係業務委託、新庁舎におけるネットワーク関係業務委託の増により業務委託料が3億336万円増の16億9,845万円となった。新庁舎のネットワーク機器のリース料及び校務LAN機械のリース料の増により機械等使用料が955万円増の4億8,292万円となる。IP電話*機等の購入及びソフトウェアのライセンス使用料等により電算維持管理経費が5,110万円増の2億5,270万円となった。

② 平成27年度の当初予算額が8億1,460万円減額の16億5,962万円となった理由

オープンシステムへの移行によりオープン化関係業務委託、コンピューター運用に係るアウトソーシング等がなくなったことで業務委託料が9億549万円減の7億9,297万円となる。基幹系システム機器のリース料の減により機械等使用料は1,648万円減の4億6,644万円となった。

しかし、電算維持管理経費は、オンライン通信回線使用料、ユニファイドコミュニケーションシステム通信料及びソフトウェアのライセンス使用料が増加したことで4,410万円増加して2億9,880万円になっている。

また、番号制度システム構築事業経費が新規に9,447万円計上された。

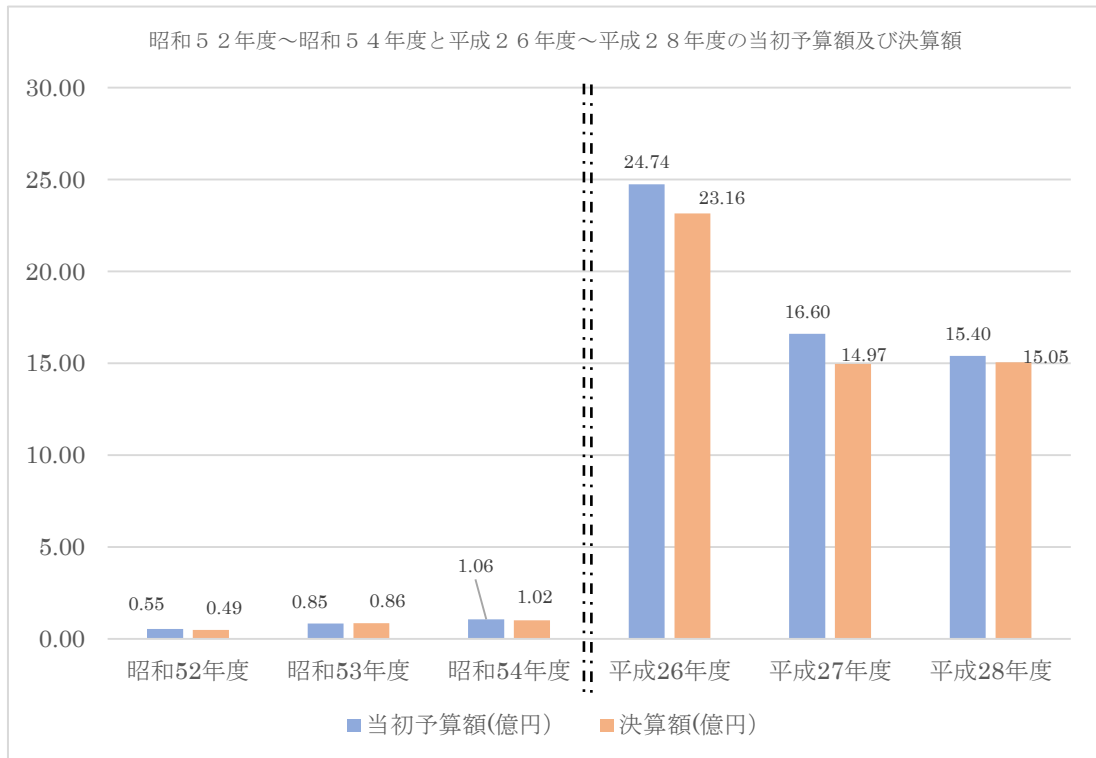
③ 平成28年度の当初予算額が1億2,009万円減額の15億3,953万円となった理由

基幹系システム機器の再リース、機器の集約化等により機械等使用料が4,339万円の減となる。業務委託料は、オープンシステムへの移行によりオープン化に関する委託料がなくなったことで7,966万円の減となる。

また、一方で通信回線使用等の役務費の増加により電算維持管理経費は3,351万円の増となった。

次のグラフは、情報管理課の設立時の昭和52年度から昭和54年度の予算・決算額と新庁舎への移転の準備が始まった平成26年度から平成28年度の予算・決算額を比較したものである（図表28）。

図表 28



(出典：予算書及び決算書より情報管理課作成資料)

なお、新庁舎への移転の準備が始まった平成25年度以降の予算額、決算額の状況については、第4章新庁舎とITで改めて記述する。

(6) 区の予算と情報管理課予算の推移(図表 29)

図表 29

年 度	一般会計歳出予算額	情報管理課当初予算額	歳出予算に占める割合
昭和 52 年度	268 億 4,201 万円	5,465 万円	0.2%
昭和 53 年度	308 億 9,570 万円	8,490 万円	0.3%
昭和 54 年度	336 億 4,108 万円	1 億 635 万円	0.3%
昭和 55 年度	371 億 1,091 万円	1 億 3,251 万円	0.4%
昭和 56 年度	410 億 24 万円	1 億 5,253 万円	0.4%
昭和 57 年度	465 億 1,933 万円	2 億 7,832 万円	0.6%
昭和 58 年度	474 億 6,292 万円	3 億 2,095 万円	0.7%
昭和 59 年度	489 億 5,480 万円	2 億 7,679 万円	0.6%
昭和 60 年度	517 億 1,308 万円	2 億 8,631 万円	0.6%
昭和 61 年度	557 億 4,814 万円	3 億 3,632 万円	0.6%
昭和 62 年度	581 億 4,132 万円	4 億 3,331 万円	0.7%
昭和 63 年度	667 億 6,386 万円	4 億 3,217 万円	0.6%
平成元年度	735 億 5,490 万円	4 億 9,253 万円	0.7%
平成 2 年度	795 億 727 万円	5 億 4,324 万円	0.7%
平成 3 年度	920 億 3,853 万円	5 億 6,183 万円	0.6%
平成 4 年度	1,031 億 9,302 万円	6 億 2,561 万円	0.6%
平成 5 年度	1,044 億 6,505 万円	6 億 7,462 万円	0.6%
平成 6 年度	919 億 5,281 万円	6 億 6,027 万円	0.7%
平成 7 年度	963 億 7,776 万円	8 億 2,902 万円	0.9%
平成 8 年度	938 億 5,632 万円	8 億 3,889 万円	0.9%
平成 9 年度	932 億 5,302 万円	7 億 1,502 万円	0.8%
平成 10 年度	1,030 億 2,974 万円	7 億 1,389 万円	0.7%
平成 11 年度	984 億 1,530 万円	8 億 957 万円	0.8%
平成 12 年度	968 億 7,970 万円	8 億 2,455 万円	0.9%
平成 13 年度	946 億 885 万円	10 億 9,600 万円	1.6%
平成 14 年度	906 億 6,862 万円	8 億 5,922 万円	0.9%
平成 15 年度	888 億 8,386 万円	7 億 4,060 万円	0.8%
平成 16 年度	878 億 9,346 万円	8 億 99 万円	0.9%
平成 17 年度	864 億 7,573 万円	6 億 6,344 万円	0.8%
平成 18 年度	861 億 3,200 万円	8 億 3,679 万円	1.0%
平成 19 年度	894 億 5,384 万円	9 億 4,616 万円	1.1%
平成 20 年度	895 億 7,813 万円	12 億 2,005 万円	1.4%
平成 21 年度	892 億 8,944 万円	13 億 4,651 万円	1.5%
平成 22 年度	959 億 5,480 万円	15 億 3,295 万円	1.6%
平成 23 年度	1,029 億 8,914 万円	16 億 165 万円	1.6%
平成 24 年度	991 億 9,081 万円	19 億 631 万円	1.9%
平成 25 年度	1,022 億 4,838 万円	21 億 950 万円	2.1%
平成 26 年度	1,080 億 8,617 万円	24 億 7,422 万円	2.3%
平成 27 年度	1,113 億 9,600 万円	16 億 5,962 万円	1.5%
平成 28 年度	1,218 億 769 万円	15 億 3,953 万円	1.3%

(出典：予算書より情報管理課作成資料)

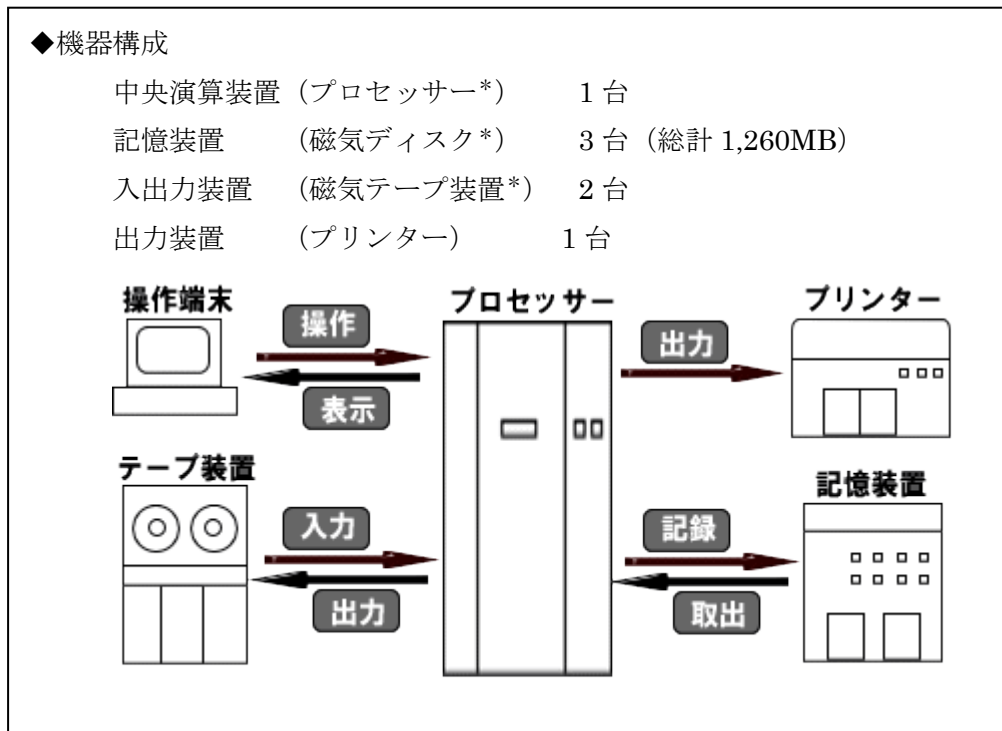
5. システムの構成

(1) 情報管理課設立当初の機器の構成 (昭和52年12月)

当時は、汎用コンピューターを利用して集中処理を行っていた。操作端末は現在のパソコンと違い、中央演算処理装置からの情報を表示する機能しか無かった。入力装置から得た情報を中央演算処理装置で処理し、出力装置へ出力する仕組みになっており、それまで人が行っていた大量の計算処理を短時間で正確に実行することができるようになった。

現在のような、庁内 LAN 回線や外部拠点との WAN 回線といった TCP/IP* を使ったネットワークは存在せず、HUB*やルーター*といった中継機器も無かったため、操作端末が必要な場所までコンピューターと端末を結ぶ同軸ケーブル*を敷設していた(図表 30)。

図表 30 情報管理課設立当初の機器構成



昭和 52 年 12 月 IBM システム/370 モデル 115-2 型導入

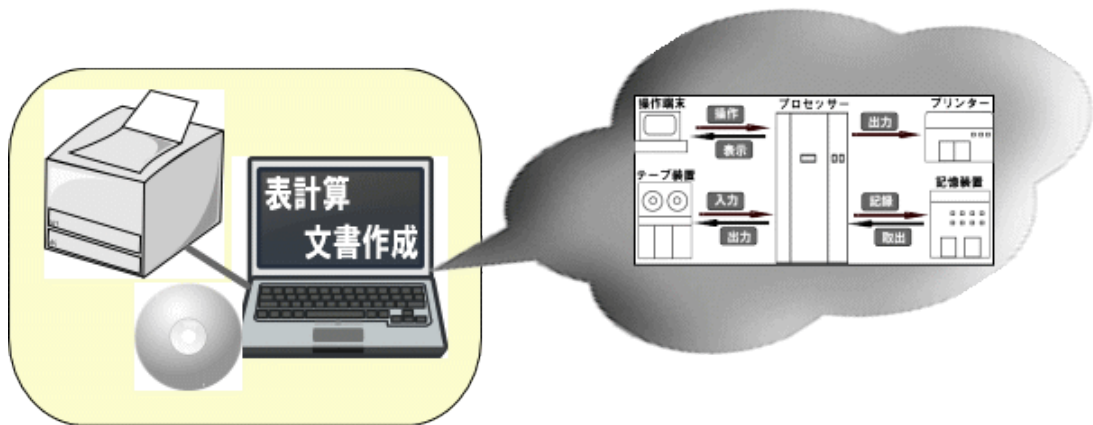
導入当時のマシンルームの様子 (昭和 53 年 7 月発行の豊島区の情報システムより)



(2) 現行（オープン化後）の機器の構成（平成29年4月）

技術革新により、集積回路や記憶装置の高性能化、小型化が進み、コンピューターの機能をパソコン内部に組み込むことが可能となった。そのため、現在はパソコン自体が1つのコンピューターとして動作し、パソコン単体で計算処理を行い、処理結果を表示、記録することができるようになった。外部媒体へのデータ出力やプリンターをつなげて印刷することも可能である(図表31)。

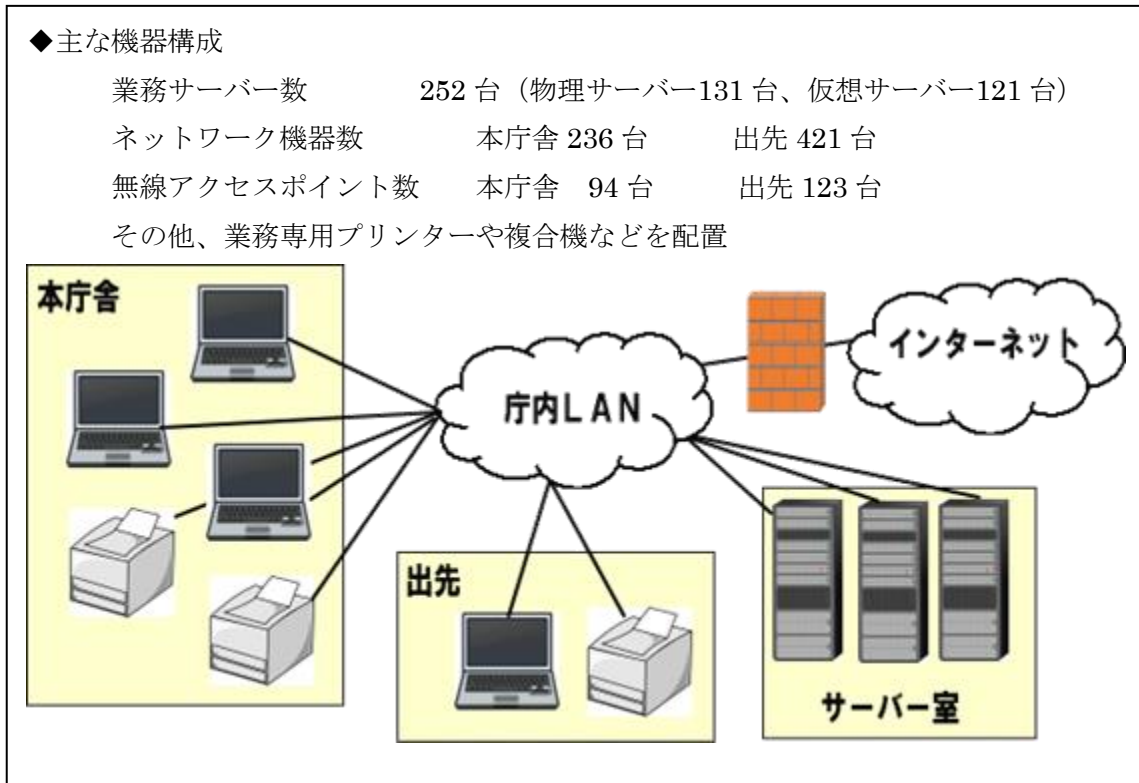
図表31 新旧を比較したイメージ



さらに、文字、音声、写真、映像、ビデオなどのデータがデジタル化されるとともに、通信に関する規約（TCP/IP）が確立され、LAN やインターネットといったネットワークが組織内のみならず、全世界へ広がり、かつ繋がることとなった。

このような環境の中、多種多様な業務を効率的に行うために、職員が持つパソコンと業務用サーバーやインターネットが網羅的に接続されている(図表32)。

図表 32 現行（オープン化後）の主な機器構成



(写真：庁舎サーバー室)

6. 情報化推進体制とシステム化等の意思決定の流れ

(1) 情報化推進体制

豊島区の情報化推進体制は、「CIO 最高情報責任者」として、トップに副区長がいる。その下に、部長級職員で構成される「行政情報化推進本部」が、さらにその下に、課長級職員で構成される「行政情報化検討委員会」が設置されている。

検討委員会では、必要に応じて情報施策の調査や研究のためにPT（プロジェクトチーム）を設置できるようになっている。

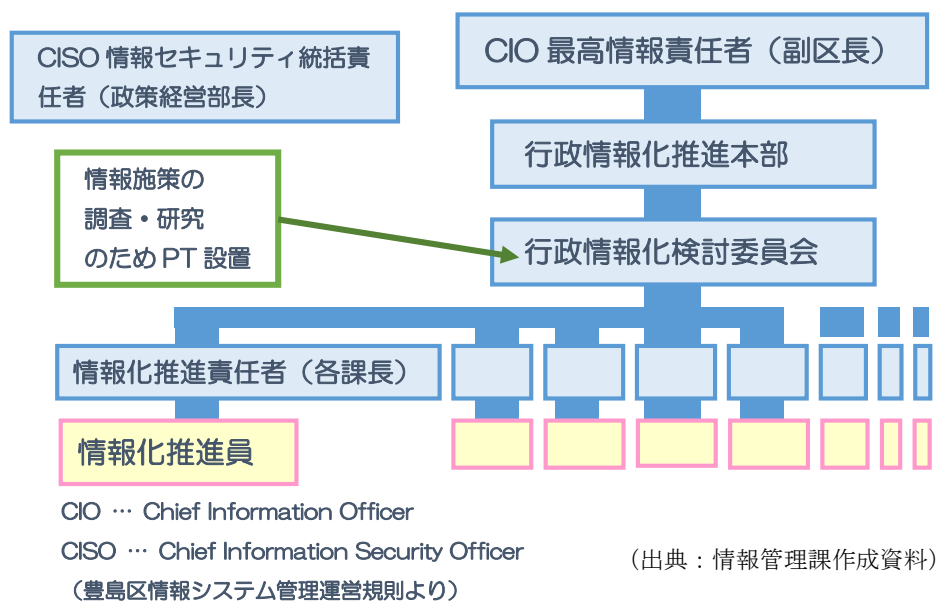
「行政情報化検討委員会」の下に「情報化推進責任者」（各課長）が、さらにその下に「情報化推進員」が配置されている。

また、これらとは独立して平成27年度に「CISO 情報セキュリティ統括責任者」（政策経営部長）を設置し、政策経営部長を充てている。

CISOは、庁内における情報セキュリティ対策の向上を図ることを目的として設置されているが、緊急時にCIOが不在の場合は、CISOが危機管理対策を講じることとなっている（図表33）。

図表 33

情報化推進体制



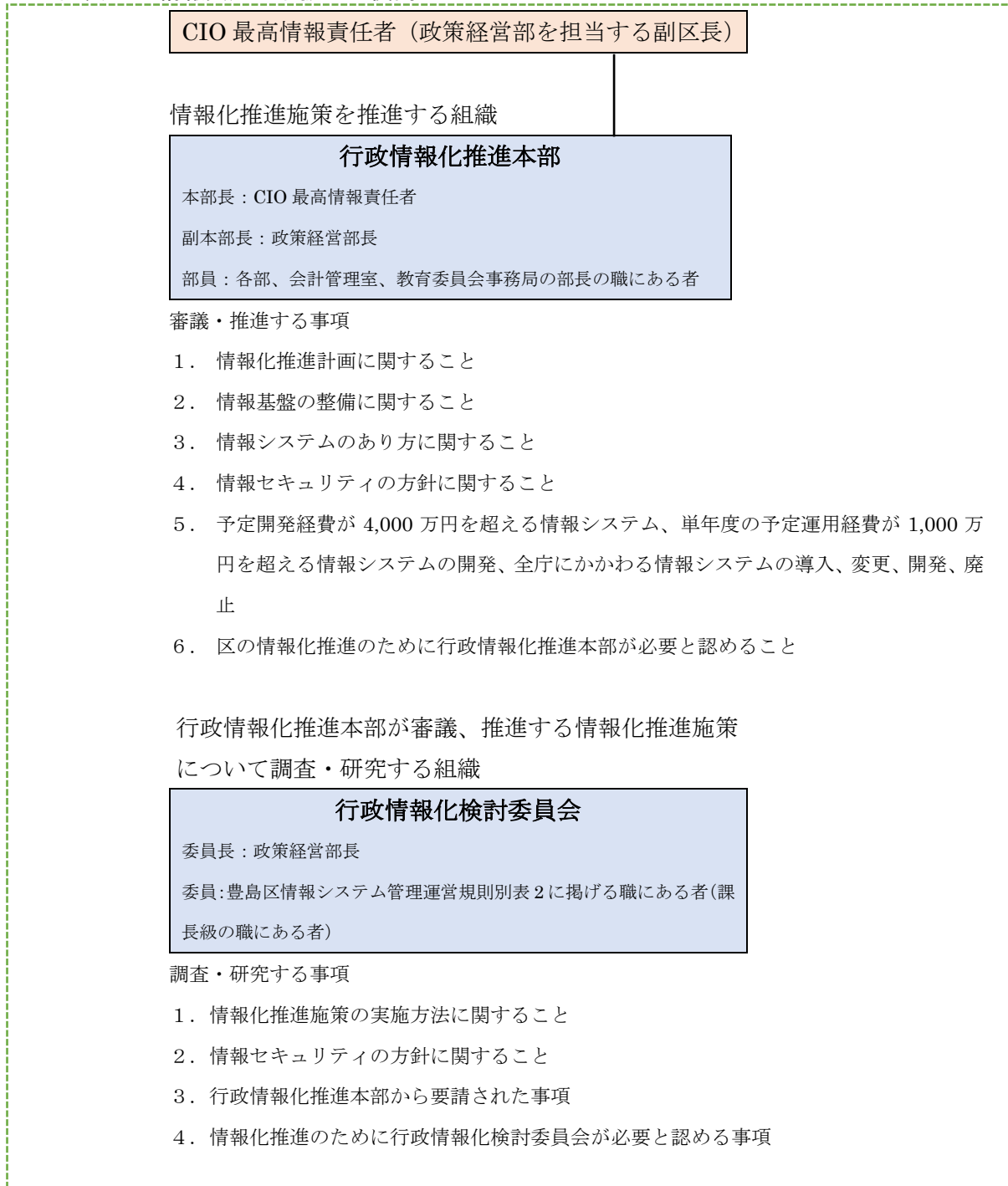
(2) 意思決定の流れ

昭和52年度以降に、新たなシステム導入や汎用コンピューターによる新たな電算処理、OA機器の導入等を行う場合は、豊島区電子計算組織の管理運営に関する規則（昭和52年豊島区規則第26号）に規定された電算管理運営委員会に諮り実施してきた。

同規則は、平成19年3月30日に豊島区情報システム管理運営規則（平成19年豊島区規則第66号）が新たに制定されたことにより廃止された。

新たに制定された豊島区情報システム管理運営規則では、高度な情報セキュリティの維持とともに他の法令等により管理されるものを除き、区が管理するすべての情報資産の取扱いについて規定している。これらの全容と役割を図示すると以下のとおりである(図表 34)。

図表 34 情報資産の取扱いと役割



(出典：情報管理課作成資料)

(3) 情報化の推進体制と意思決定についての評価

近隣区をみても、副区長が CIO となり、名称の違いこそあれ、その下に本部や委員会を設置している。こうした組織による決定の過程を経ることで、システム調達や情報化の方針の決定において所管部局の裁量により先行することなく、区の情報政策におけるガバナンス（組織統治）を確保している。

7. システム開発等に従事する職員の状況

昭和 52 年度に情報管理課が設立され、翌 53 年度から税務、住民記録、国民健康保険のシステム開発が行われるようになった。昭和 55 年度には戸籍課住民記録係、国民健康保険課資格賦課係、国民健康保険課納付係に電算開発のための職員が配置された。昭和 58 年度には税務課にも電算処理システム維持事務としての職員が配置されるようになった。

その後、事務処理の電化や法改正に合わせて各課に電算開発等に従事する職員が配置された（資料 2 のとおり）。

また、基幹系システムのオープンシステムへの移行後の体制は、下記の表に示すように、職員がシステム保守管理を専任で従事する体制から他の業務と兼任し、システムの保守については事業者へ委託するスタイルに移行している（図表 35）。

図表 35 オープンシステム導入前後の各課の体制

平成 11 年度	平成 28 年度・平成 29 年度				
システム保守管理に従事していた職員数（人）	所管課	システムの保守管理に従事している職員体制	人員数（人）		システムの保守管理体制
			H28	H29	
(戸籍住民課) 3.9	総合窓口課	他業務との兼任職員あり	2.3	2.8	業務委託
4.1	税務課	他業務との兼任職員あり	2.9	2.1	業務委託
4.0	国民健康保険課	他業務との兼任職員あり	1.8	1.7	業務委託
—	福祉総務課	担当する職員なし	0	0	業務委託
1.5	生活福祉課	他業務との兼任職員あり	1.2	1.1	業務委託
0.3	図書館課	他業務との兼任職員あり	1.9	2.1	業務委託
—	教育委員会 庶務課	他業務との兼任職員あり	1.0	1.0	業務委託
0.7	人事課	/			
0.4	防災課				
2.4	国民年金課				
1.7	介護保険課				
0.3	保健計画課				
0.8	収入役室				
0.2	教育委員会 学務課				
(合計) 20.3					

(出典：行政経営課の事務分担表より情報管理課作成資料)

第4章

新庁舎とIT

第4章 新庁舎とIT

1. 新庁舎に反映されたIT技術

豊島区の新庁舎は、「新庁舎整備方針」（平成20年9月）、「新庁舎整備基本計画」（平成21年11月）、「新庁舎整備推進計画」（平成22年11月）に基づき整備され、平成27年5月7日開業を迎えた。新庁舎のあり方の検討は、新庁舎整備推進委員会（平成23年6月設置、委員長：副区長）及び、その下部組織である、「区民サービス部会」、「防災部会」、「ワークスタイル・執務空間部会」、「公会堂部会」の4部会による会議体で課題を整理してきた。その後、新庁舎整備推進本部（平成26年5月設置、本部長：区長）に検討の場を移し、その下部組織である「庁舎移転部会」、「区民サービス部会」、「ワークスタイル・執務空間部会」において、最終的な課題整理を行った。

これらの課題整理のうちIT関連の施策は、豊島区第2次行政情報化実施計画に反映され、次の表に記載の内容が新庁舎において実施された（図表36）。

図表36 豊島区第2次行政情報化実施計画における新庁舎関連の施策

目標1. 区民の利便性向上	
○情報受発信の拡充	
豊島区公式ホームページの再構築 情報バリアフリーの推進	公式ホームページの再構築に加え、スマートフォン・タブレットパソコン対応、災害システムとの連携、ホームページ・広報紙・デジタルサイネージ記事を一括管理する仕組の構築
デジタルサイネージ（電子看板）の活用	待合スペース、総合案内フロアにデジタルサイネージの設置
区有施設における情報利活用手段の拡充	新庁舎各フロア、池袋駅に情報通信拠点としてFree Wi-Fiを整備
○ワンストップサービスの推進	
総合窓口システムの導入	総合窓口システムを導入
○行政サービスの拡充	
コールセンターの導入	コールセンターを導入
目標2. 行政事務の効率化・高度化	
総合保健福祉システム構築	総合保健福祉システム構築・運用
目標3. 地域社会の活性化	
○安心・安全なまちづくりの推進	
災害情報システムの導入	災害情報システムを導入
目標4. 信頼性・安全性の確保	
○ICTインフラの信頼性の確保	
通信環境の改善	平成25年に校務ネットワーク整備 平成26年に新庁舎通信環境整備 平成27年に新庁舎における無線LANの増強

（出典：豊島区第3次行政情報化計画より情報管理課作成資料）

2. 新庁舎への移転準備の状況（平成25年度～平成27年度）

新庁舎移転が具体化した平成25年度以降のITに係る状況をみる。

情報管理課に配賦された予算をみると、機械等使用料、業務委託料、電算維持経費の3つの事業で、課の予算全体の9割超を占めている(図表37)。

図表37 情報管理課に配賦された予算科目の内容

予算科目	主な内容の説明
機械等使用料	住民情報システム、内部情報システム、庁内ネットワーク等を稼働させるための機器、ソフトウェアの使用料・賃借料について扱っている。
業務委託料	基幹システム、庁内LAN及びネットワーク関連における各種業務委託について扱っている。
電算維持経費	各システム、庁内LANに係るネットワーク利用の通信費用、設備費用、ライセンス経費並びに東京自治体クラウド運営経費等の負担金を扱っている。

(出典：情報管理課作成資料)

新庁舎移転関連予算について、平成25年度の当初予算では新庁舎通信等システム構築設計委託料として1,470万円が計上されている。加えて、校務系システム¹⁷に係る委託料、機器の賃借料、ライセンス使用料として1,922万円が補正されている。

平成26年度の当初予算額では、新庁舎への移転経費が計上されたことにより平成25年度より3億6,461万円増の24億7,422万円となった。新庁舎移転に係る経費の主なものは、次の表のとおりである。この中には災害発生時において、住民情報システムを継続的に稼働させるため、汎用コンピューターの予備システムを外部データセンターに設置するための経費が計上された。

また、新庁舎移転に伴う通信環境整備のための業務委託料3,587万円が翌年度に繰越された。

さらに、補正予算により番号制度システム構築等に係る経費675万円が計上されている(図表38)。

図表38 平成26年度予算における新庁舎移転に係る主な経費

事業名	主な増要因	主な減要因	平成25年度対比
機械等使用料	新庁舎ネットワーク機器のリース(2,160万円) 新庁舎情報基盤サーバー等のリース(2,160万円) 校務LAN機器のリース	新基幹システム(住基・保健福祉用)サーバー等のリース(△1億500万円)	955万円の増

¹⁷ 教職員が利用するシステム。児童生徒の出欠情報や成績情報、保健情報、教育課程の実施状況などの情報を一括処理することにより、データの効率的な活用や安全な保管、各種資料作成の省力化などを図っている。

	(6,120 万円)		
業務委託料	新庁舎通信等システム構築委託 (1 億 6 千万円) 新庁舎ネットワーク等構築委託 (1 億 2,600 万円) 庁内 LAN システム更新業務委託 (3 千万円)	新システム開発・保守関連経費 (△4,018 万円)	3 億,336 万円の増
電算維持経費	NTT 通信回線使用料 (2,020 万円) ライセンス購入 (使用料) ウイルスチェックソフトウェアライセンス、サーバ及びクライアントライセンス (3,090 万円)		5,110 万円の増

(出典：予算書より情報管理課作成資料)

平成 27 年度の当初予算は、オープンシステムに移行したことによりオープン化に係る経費等が無くなったことにより 8 億 1,460 万円減の 16 億 5,962 万円となった。当初予算の中には番号制度システム構築事業経費 9 億 9,449 万円及びエリア Wi-Fi 構築事業経費 288 万円が新規事業として計上されている。

また、新庁舎における無線 AP 設置・設定業務委託料 799 万円、情報セキュリティ強化対策業務委託料 7,909 万円が補正予算 8,708 万円として計上された。なお、情報セキュリティ強化対策業務委託料 7,909 万円については翌年度に繰り越された。

平成 28 年度の当初予算額は前年度より 1 億 2,009 万円減の 15 億 3,953 万円となったが、本庁舎以外の区有施設へも Wi-Fi 環境を整備する経費としてエリア Wi-Fi 構築経費 5,757 万円が補正予算として計上された。

平成 25 年度から平成 28 年度までの予算及び決算額の主な事業の内訳は、図表 39 のとおりである。

図表 39 平成25年度から平成28年度までの予算額及び決算額の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
当初予算額	21億950万円	24億7,422万円	16億5,962万円	15億3,953万円	
補正予算額	1億9,220万円	675万円	8,708万円	5,757万円	
繰越事業費（繰越明許）			3,587万円	7,909万円	
予算現額	23億170万円	24億8,097万円	17億8,257万円	16億7,619万円	
決算額	21億2,545万円	23億1,548万円	14億9,732万円	15億539万円	
主な事業の予算額と決算額の内訳	機械等使用料	4億8,517万円	4億8,292万円	4億6,644万円	4億2,304万円
	決算額	3億7,125万円	4億1,946万円	4億1,844万円	3億9,599万円
	基幹系機器リース料	1億8,213万円	1億4,694万円	1億3,530万円	1億2,036万円
	庁内LAN機器リース料	1億5,391万円	1億7,374万円	1億9,030万円	1億8,964万円
	ネットワーク系機器リース料	2,183万円	3,968万円	3,363万円	2,689万円
	校務系リース料	1,338万円	5,910万円	5,910万円	5,910万円
	業務委託料	15億6,329万円	16億9,845万円	9億1,592万円	7億9,240万円
	決算額	15億2,903万円	16億3,515万円	7億5,429万円	7億6,057万円
	コンピュータ運用に係るアウトソーシング	3億5,085万円	3億1,160万円	—	—
	情報システム統合運用管理業務委託	—	—	1億1,880万円	1億3,215億円
	オープン化関係業務委託	6億8,342万円	6億1,440万円	5,448万円	5,324万円
	基幹系システム関係業務委託	5,663万円	5,522万円	8,035万円	5,266万円
	内部情報関係業務委託	8,769万円	2億6,778万円	1億5,558万円	1億6,101万円
	データセンター関係業務委託	7,597万円	1億70万円	9,159万円	1億342万円
	ネットワーク関係業務委託	3,686万円	1億4,570万円	1億3,897万円	1億1,862万円
	システム開発監理業務委託	3,549万円	2,214万円	—	—
	校務系システム業務委託	9,310万円	—	—	—
	繰越明許	—	3,587万円	7,909万円	—
	電算維持経費	2億1,580万円	2億5,466万円	2億9,880万円	3億3,231万円
	決算額	1億8,934万円	2億2,573万円	2億5,210万円	2億5,004万円
	オンライン通信回線使用料	6,500万円	7,113万円	9,622万円	9,197万円
	ユニファイドコミュニケーションシステム通信料	—	185万円	2,703万円	2,993万円
	庁内LAN・インターネット通信回線使用料	1,831万円	1,513万円	1,551万円	1,502万円
	ソフトウェアライセンス使用料	8,817万円	1億43万円	9,934万円	1億55万円
	番号制度システム構築事業経費	—	—	9,449万円	6,370万円
	決算額	—	—	6,657万円	3,605万円
	エリアWi-Fi構築経費	—	—	288万円	324万円
	決算額	—	—	261万円	5,931万円

(出典：予算書及び決算書より情報管理課作成資料)

3. 新庁舎移転を契機としたワークスタイルの変革

旧庁舎では、ネットワーク環境を全庁的に整備することは困難な状況であったこともあり、IT展開のための基盤整備には限界があった。旧庁舎における、文書があふれる等の執務環境にあったことを反省材料に、紙文書の整理・削減と出力抑制、その先にあるペーパーレス化、仕事の効率化等が課題となっていた。これら課題の解決に向け、情報管理課はワークスタイルの変革を目指し、以下のような取組みを推進した。

(1) ペーパーレスの取組とペーパーレス会議

旧庁舎時代から文書管理システムとファイリングシステムは導入されていた。文書管理システム（平成21年7月に導入）は、電子決裁機能を備えた文書管理システムであり、文書の起案・承認プロセスをペーパーレス化することができた。

また、ファイリングシステムは、効率的な文書の保管・保存システムであり、紙の削減に貢献してきた。

特に、セキュアプリントシステムを導入して、職員証による印刷制御（どの複合機からでもプリントアウトできる仕組）を実施したことにより、複合機を83台から46台へと大幅に削減することができた。これにより、コピー関連機器の費用は、保守費ベースで78%削減された。

ネットワークの無線LAN化と無線LAN対応ノートパソコンやタブレットパソコンを導入した（平成27年2月）。これにより、場所を選ばずに会議を開くことが可能となった。

また、資料を職員用ポータルサイトで共有することで、印刷、丁合、配布する手間を省くことが可能となった。出席者は、紙資料が必要であれば、必要な部分のみ自ら出力（プリントアウト）して会議に臨むこととなった。

会議では、管理職はタブレットパソコン、一般職員はノートパソコンを持参し、共有された資料を表示させ、メモ帳機能を利用しメモを取ることもできる。また、豊島区の会議ルールでは、会議次第1枚程度の紙を出力し、机上配付することとされており、次第に手書きでメモを取ることも可能である。

豊島区のペーパーレス会議の特徴は、特別なアプリやツールを使わずに、わかりやすさを優先したことである。この会議スタイルの成否は、職員の意識に大きく依存するが、特別な機能を構築する必要が無いことから、ペーパーレス会議は、庁内の会議に広く浸透しつつある。これをきっかけに紙を出力しないワークスタイルが進められることとなった。

会議室予約については、会議室管理システム（Smart Rooms）を導入（平成27年5月）。庁舎移転前から利用している Outlook*と連動しているため会議室の空き状況を確認しながら会議の予定を立てることが可能となった。

今後は、課内ミーティングなどについても、会議資料を準備することなく、効率的な会議運営を実現することが望まれている。様々な技術の活用と合わせ、働き方に対する意識改革が、なお課題として残っている。

(2) ユニファイドコミュニケーションシステムの導入と取組（IP電話*）

平成24年11月19日第3回行政情報化推進本部において、IP電話を含めたユニファイドコミュニケーションシステムの導入を決定した。

平成25年12月19日第8回新庁舎整備推進委員会において、通信環境整備方針として「Web会議や在席管理機能などのコミュニケーションツールの整備」及び「IP電話を含めた電話環境の整備」を進めることを報告した後、平成26年3月27日第5回行政情報化推進本部において Lync*（現 Skype for Business）の導入及び調達スケジュールを決定した。

これにより、全ての職員に内線番号を割り振り、ハンドセット等をパソコンに繋いで使用するスタイルを採用した。従来、係・グループ単位で2～3台の電話機により受電していたが、Lyncでは、チームコール*を採用したため、在籍している職員の誰もが電話を取ることが可能になった。また、Outlookと連動して在席状況を確認できる機能により、連絡しようとしている相手が電話を取れる状況かどうかを予め確認のうえ通話が可能となった。通話のみならず、ビデオ電話や資料を共有しながらの会話も可能である。職員間の連絡方法としては、これまでもメールが活用されてきたが、IM*（インスタントメッセージ）を活用した方法へと変化しつつある。

これにより、多大な経費を要する電話交換機と、それを設置するスペースが不要になるほか、組織改正や人事異動に伴う電話回線（アナログ）の工事が不要となった。

IP電話の導入当初は、①周囲の雑音を必要以上に拾ってしまう、②急に電話が保留になる、③音声途切れる、といった苦情が絶えなかった。この原因は、新しく導入した電話機の性能不良であると認められた。同時に、職員が操作に不慣れということも加わり、「電話の転送ができない」、「長くお待たせする」、「途中で切れてしまう」等の事案が多発した。

これを受け、電話機の交換、修正用ソフトウェアの適用、無線LANの強度の最適化、アクセスポイントの追加設置等の対策を実施した。この結果、移転した平成27年の年内いっぱいにかけて、ようやくIP電話の不具合を解消した。

(3) モバイルワーク

平成26年9月10日第2回行政情報化推進本部において、管理職には、ノートパソコンではなくタブレットパソコンと携帯電話を配布することを決定した。タブレットパソコンは、ノートパソコンと同様に、庁内では有線・無線LANを使用するが、外出先からは通信事業者の閉域網¹⁸を使って、セキュアに庁内LANにアクセスができる。これ

¹⁸ 別称閉域ネットワーク。インターネットとは別に構築された専用の通信回線のこと。

により、外出先でも庁内と同様の執務が可能となった。メールやスケジュールチェックのみならず、文書決裁、承認、資料の作成が可能となり、管理職個人のみならず役所全体の仕事の効率化が図られている。

今後、テレワークが本格的に検討された場合には、豊島区ではそれ相応の環境が既に整っているため、モバイルワークの可能性が拡大するとも想定される。

第5章

今後の展望と課題

第5章 今後の展望と課題

1. 豊島区第3次行政情報化実施計画による施策の推進

(1) 目標に向けた取組方針

本計画は、第2次行政情報化実施計画を踏襲して、平成28年度から平成32年度までの5か年の計画期間とし「区民の利便性向上」、「行政事務の効率化と高度化」、「地域社会の活性化」、「信頼性・安全性の向上」の「4つの情報化」の実現のため目標を定めたものである(図表40)。

図表40 豊島区第3次行政情報化実施計画における目標と取組方針

目 標	取組方針
1 区民の利便性向上 ○いつでも・どこでも・だれでもアクセスできる ○来庁しなくても手続き完了 ○ワンストップ窓口	行政情報の提供に関して、来訪者向けの情報提供等、Web上で発信する区政情報をすべての人が利用できる情報バリアフリー*の推進に継続して取組む。また、「社会保障・税番号制度」施行に合わせ、電子申請対象手続の拡充による区民サービスの向上に取組む。
2 行政事務の効率化・高度化 ○庁内システム保有データの利活用 ○ワークスタイル変革	これまで構築した庁内システムの利活用を促進させ、行政事務への活用を推進する。具体的には、共通基盤を介して蓄積されるデータを政策立案に活用する。また、庁内の情報化人材の育成も継続して行う。
3 地域社会の活性化 ○オープンデータ利活用の推進 ○地域課題の解決	新たな地域の課題を改善し、更なる地域の活性化を実現していくためにも、各分野における地域課題の解決に有効な情報システムや情報連携を促進する。また、ICTを活用した省資源化の取組も継続して実施する。
4 信頼性・安全性の向上 ○情報セキュリティの強化 ○システムの信頼性・安全性の向上 ○庁内情報化人材の育成	昨今の、サイバー攻撃による情報漏えい事件の発生や、「社会保障・税番号制度」の施行などにより、引き続き情報セキュリティ対策については、今後も継続して適切な対応を行っていく。

(出典：豊島区第3次行政情報化実施計画より情報管理課作成資料)

(2) 目標に向けた取組内容と取組効果(図表 41)

図表 41

目標	取組方針	取組効果
	取組内容	
1 区 民 の 利 便 性 向 上	<p>① 情報提供の充実</p> <p>1 「TOSHIMA Free Wi-Fi」のサービス提供エリア拡大</p> <p>2 区有施設へのパソコン・キオスク端末の設置</p> <p>3 マイナポータル*による情報発信</p> <p>4 映像情報の提供（デジタルサイネージ、パブリックビューイング）</p> <p>5 地元ケーブルテレビと連携した地域情報の発信</p> <p>6 高齢者等を対象とした ICT 講座の実施</p> <p>7 ホームページの多言語化</p> <p>8 来訪者にとって必要な情報、魅力的な情報の発信</p>	<p><u>○区民向け情報提供の充実、情報バリアフリーの推進</u></p> <p>・TOSHIMA Free Wi-Fi のサービス提供エリア拡大により、いつでも、どこでも過去の手続履歴、今後必要な手続の情報等を入手することが可能となる。</p> <p>・適切なタイミングで手続情報が得られるようになるため申請漏れ、受給漏れがなくなり区民満足度・利便性が向上する。</p> <p><u>○情報バリアフリーの推進</u></p> <p>・区有施設への情報端末の設置や ICT 講座の実施により誰もが情報端末を活用して、必要な情報を収集することが可能となる。</p> <p><u>○多言語での情報提供や外国人に配慮した情報提供</u></p> <p>・多言語での情報提供により、外国人が情報を収集しやすくすることで行政手続がスムーズに行える。</p>
	<p>② 行政手続きサービスの拡充（手続き負担の軽減）</p> <p>1 総合窓口サービスの拡大</p> <p>2 電子申請の拡充</p>	<p><u>○ワンストップ窓口の拡充</u></p> <p>・待ち時間が減少し、窓口業務は迅速化する。</p> <p>・手続きに不慣れな高齢者や外国人の利便性が向上する。</p> <p><u>○電子申請サービス拡充</u></p> <p>・来庁の必要が無くなるとともに、平成 29 年度開始の組織間情報連携により、複数の役所ごとの手続きが不要となり、利便性が向上する。</p>
	<p>① 庁内システムの更なる最適化の推進</p> <p>1 自治体クラウドの更なる推進</p> <p>2 新地方公会計への対応</p> <p>3 行政情報化推進計画（仮称）の策定</p>	<p><u>○庁内システムの更なる最適化推進</u></p> <p>・データセンター*を活用することで、障害時や災害時のリスクが低減する（リスク自体の低減、復旧時間の短縮等）。</p> <p>・オンプレミス*での導入と比較して、システム全体のコストが低減する。</p> <p>・クラウドシステムにより業務の標準化が進むことで業務効率が向上する。</p> <p>・新公会計基準への対応により、区の説明責任を果たすとともに、職員のコスト意識が向上することができる。</p>

2 行政 事務 の 効 率 化 ・ 高 度 化		・新地方公会計制度に対応するためにトレーニングを実施することで、業務の認識間違いや操作ミスを防止することができる。
	② ワークスタイル変革による多様な働き方への対応	○ワークスタイル変革による多様な働き方への対応 ・タブレットパソコンの配布対象職員の拡大により、業務効率が向上する。 ・多様な働き方に適切に対応することにより、職員の離職率の低減や仕事に対するモチベーションが向上する。
	1 休職中職員との情報共有ツールの検討 2 タブレットパソコンの拡充（端末入れ替えへの対応） 3 行政情報化推進計画（仮称）の策定	○統合型 GIS の運用の拡充 ・地図情報を活用した情報分析の精度を向上させ、業務の効率化が可能となる。 ○シティスタット基盤の構築 ・区民のタイムリーな意見（パブリックコメント）を広く収集することが可能となる。 ・区民に行政評価が活用され、政策形成の能力が向上する（PDCA サイクル*）。
3 地域 社会 の 活 性 化	③ 庁内データの利活用の推進	
	1 統合型 GIS (地理情報システム) の運用の拡充 2 シティスタット*基盤の構築	
	① オープンデータの推進による地域活性化の促進	○オープンデータの推進による地域活性化の促進 ・オープンデータの利活用により企業支援・スタートアップ支援など、地場産業の成長に繋がる。 ・オープンデータをもとに開発されるアプリケーションにより区民・来訪者の利便性が向上する。 ○統合型 GIS の運用の拡充 ・市民参加型の地域コミュニティの創造によりセーフコミュニティを推進する。
	② 地域課題の解決に資するその他の施策	○学習情報センターの整備促進 ・「読書センター」と「学習総合センター」という2つの機能により、児童・生徒の主体的な学習を支援し、情報の収集・選択・活用能力が向上する。 ○図書館の ICT 化 ・電子書籍により、蔵書保管スペース管理の効率化が進む。 ・図書カードをはじめとする公共サービスに関連する諸カードをマイナンバーカードへ集約する（区民の諸カード保有枚数が低減）。 ○魅力的な観光情報の発信 ・観光情報の発信により区内各地に来訪者が増え、一層の賑わいが生まれる。 ○災害時の情報発信 ・災害時・復旧期の安定的な情報発信手段を維持・
	1 学習情報センターの整備促進 2 図書館の ICT 化 3 教育分野における ICT 化 4 歴史的公文書等の電子化推進 5 (仮称) 芸術文化資料館開設に向けた電子化 6 魅力的な観光情報の発信 7 災害時の情報発信 8 保健・医療・福祉等の総合的な情報管理 9 ICT を活用した高齢者支援 10 ICT を活用した省資源化の更なる推進	

		<p>確保し、区民の避難行動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災関連システムを連携することにより、被災者の手続上の負荷が低減する。 <p>○保健医療福祉等の総合的な情報管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の機関で総合的な情報管理を行うことにより病院・診療所・訪問看護・調剤薬局・居宅介護支援事業所といった多職種が地域の患者・要介護者の情報を連携・利用する。 <p>○ICTを活用した省資源化の更なる推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンターの活用や自治体クラウドの導入により、ICT機器における電力使用量削減や発生する熱量が抑制できる。また、電子化や電子申請を推進することで、紙の削減や人の移動コストを削減することが可能となる。
<p>4 信 頼 性 ・ 安 全 性 の 向 上</p>	<p>① 番号制度導入に合わせた情報セキュリティの強化</p>	<p>○個人番号を扱うシステムのセキュリティ対策、サイバー攻撃への対策</p>
	<p>1 個人番号を扱うシステムのセキュリティ対策 2 サイバー攻撃への対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ事故を未然に防ぐ。 ・セキュリティ事故が起きた際の適切な行動がとれる。 ・区の財産や信頼の損失を最小限に留める。
	<p>② 安全性・信頼性向上に資するその他の施策</p> <p>1 情報セキュリティ・情報システム監査の実施 2 ICT-BCP*の改訂と定期的な見直し</p>	<p>○情報セキュリティ・情報システム監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内情報システムの信頼性・安全性・効率性が向上する。 ・住民情報の適切な取扱いを担保し、区民が安心してホームページ等を通じ、自身の情報を活用できる環境を整備する。 <p>○ICT-BCPの改訂と定期的な見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な訓練実施により、災害発生時の混乱や情報資産の被害を最小限に抑制する。 ・再構築したシステムのリスク分析や脆弱性を常時検証し、ICT-BCPに沿った行動計画を実施する。
<p>③ 庁内情報化人材の育成</p> <p>1 庁内職員の情報化人材育成</p>	<p>○庁内情報化人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各職員の主体的な情報化の能力が向上する。 ・東京電子自治体共同運営協議会への職員派遣等を通じ、複数自治体間によるシステム共同利用に係るノウハウを修得する。 	

注：豊島区第3次行政情報化実施計画の記述より抜粋、作成している。

2. 情報セキュリティ対策

近年、行政機関や国会等特定のウェブサイトへ侵入して内容を改ざんしたり、大量のアクセスを集中させて機能不全に陥らせるほか、コンピューターウイルスを添付した電子メールを送信したりするサイバー攻撃¹⁹が頻発している。

豊島区では、こうした手法による個人情報や重要情報の漏えいを防止するため、不正プログラムを侵入させないようにするための対策（入口対策）や、もし不正プログラムが侵入してしまった場合でも情報漏えい等の実害を食い止めるための対策（出口対策）を実施しているが、サイバー攻撃の手口も年々高度化・複雑化してきている。

このため、IT システム全体を管理・運用する情報管理課がさらなる強化対策を講じ、訓練を実施するなど区の情報セキュリティ対応能力の維持強化に努める。加えて、エンドユーザーである全職員のセキュリティ意識を高める必要性から内部監査を実施している。

（1）対策の強化（新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化）

『三層の構え』で万全の自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化を実施する。

第一の構え 住民（個人）情報の流出を徹底して防ぐ

- ・マイナンバー（個人番号）利用においては、他の事務領域との通信を遮断する。
- ・端末からの情報持ち出しをできない設定をする。
- ・端末への二要素認証を導入する。

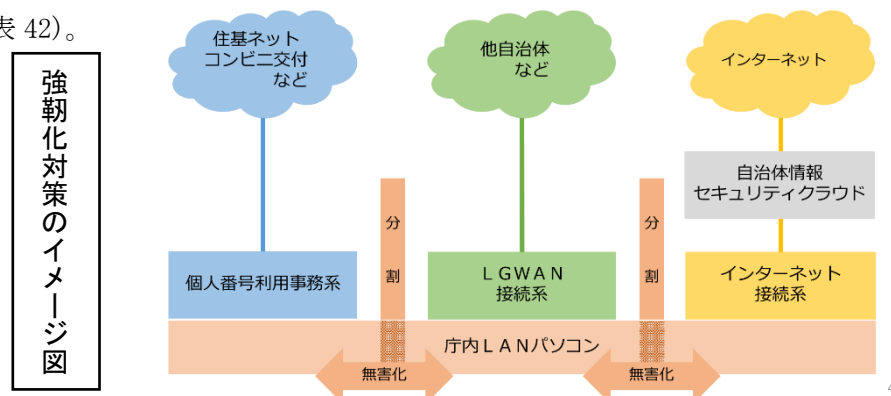
第二の構え LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割（自治体情報システム強靱性向上モデル）

- ・LGWAN を活用する業務システムと Web 閲覧やインターネットメールなどのシステムとの通信経路を分割する。
- ・システム間で通信する場合には、無害化対策を実施する。

第三の構え 自治体情報セキュリティクラウドを構築

- ・インターネット接続系は、都道府県と市区町村の連携により、インターネット接続口の集約から、自治体情報セキュリティクラウドまで、より高度なセキュリティ対策を講じる（平成 29 年 5 月 3 日から都区市町村自治体情報セキュリティクラウド接続）（図表 42）。

図表 42



¹⁹ 特定の国家、企業、団体、個人のコンピューターシステムにネットワークを通じ、不正アクセスや破壊などを行うこと。もしくは、不特定多数を無差別に攻撃すること。

豊島区では、これまで未実施であった、インターネット環境の分割、無害化通信環境の構築、ログ管理システムの導入を実施した。インターネット分割の方法は、仮想端末を利用する論理的分割と、パソコンを物理的に分割する方法が検討され、仮想端末を利用する方法を採用することとした。

◆ 仮想端末

仮想端末とは、文字通り仮想環境上に作られた端末のことである。

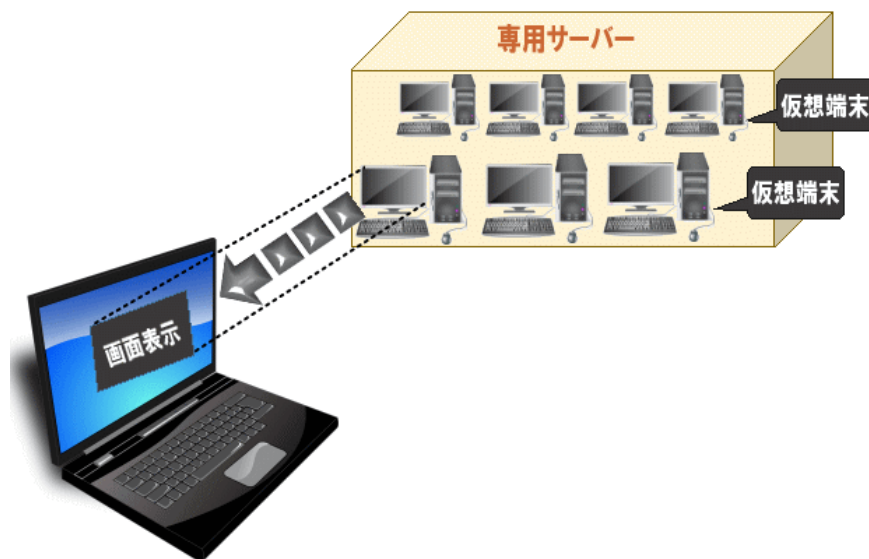
具体的には、専用サーバーの中に端末をいくつも作り、その端末の画面をネットワークでつながった機器に映し出す仕組み。この時、専用サーバー内に作った端末を「仮想端末」という。

この仕組みによって、専用サーバー内にある仮想端末でデータ処理が行われ、仮想端末に表示された画面だけが手元にある機器で映し出されるため、個人情報や重要情報などは、サーバー内に留まる。操作している職員が情報を取り出すことができないので、情報漏えいのリスクがなくなる。また、手元で操作する機器の種類が違って、いつでもどこでも同じ仮想端末を操作できるため、業務効率も向上する。

システム管理者の視点から見ると、従来のように物理的なパソコン1台1台を管理する必要がなくなり、仮想端末をサーバー側で一括管理できるため、運用効率が格段に上がる。

一方、いくつかのデメリットもあり、仮想端末を管理するサーバー等の障害により、仮想端末全体への影響（停止等）が発生する恐れがあるほか、サーバー等の資源に依存するため、端末の追加などに経費と時間がより多くかかる場合がある。また、高いセキュリティを有するが、データの受け渡しや端末の起動操作などにユーザー負担が多くかかる(図表 43)。

図表 43 仮想端末を画面に表示するイメージ



(2) 情報セキュリティ内部監査

次に、全職員の意識を高めるための内部監査について述べる。

① 情報セキュリティ管理体制の整備

- ・情報セキュリティポリシー*（「豊島区情報セキュリティ基本方針」及び「対策基準」）を平成15年7月に制定、「豊島区情報セキュリティ対策基準」を平成26年1月に全面改訂した。
- ・情報セキュリティ内部監査の実施（平成20年度～）
- ・平成28年度から平成30年度の3か年における内部監査をはじめとした点検の仕組みをまとめた「豊島区情報セキュリティ監査中期計画書」（以下、「計画」という。）を平成28年4月に策定した。

② 計画の目的

情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、これまでに行ってきた内部監査等の結果を踏まえ、最新の情報セキュリティ対策の動向やマイナンバー制度への対応を鑑み、情報セキュリティ内部監査を継続して実施する。計画では、出先機関（施設）を含む全課（所）を平成28年度から平成30年度までの3か年で一巡させ、情報セキュリティリスクに対し迅速に対応し、高度化するサイバー攻撃等への対応と区民のマイナンバーを適切に取り扱う体制整備を目的にしている。

③ 計画の基本方針

- 1) セキュリティレベルの維持・向上
- 2) サイバー攻撃に備えた点検の体制づくり
- 3) マイナンバー制度導入に合わせた点検の体制づくり

④ 監査の範囲

計画における監査の範囲は、情報セキュリティポリシーに定める情報資産を有する本区の組織（外部委託業者を含む）とする。

⑤ 監査の方法

監査方法は、全課（所）を対象に実施する「内部監査」、内部監査対象年度でなかった課（所）を対象に実施する「自己点検²⁰」及び出先機関（施設）を対象に実施する「セキュリティパトロール」とする。

⑥ 監査対象部門

監査対象部門の詳細は、各年度当初に年度計画を策定し決定する(図表44)。

²⁰ 内部監査対象年度なかった部署の情報セキュリティレベルの維持・向上のため情報セキュリティ内部監査の監査項目と同じ項目の「自己点検シート」を使って、自らが点検を行う。

図表 44 監査対象部門数一覧

監査対象	監査方法	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全課 (所)	内部監査	15 課 (所)	25 課 (所)	24 課 (所)
全課 (所)	自己点検	49 課 (所)	39 課 (所)	40 課 (所)
出先機関 (施設)	セキュリティ パトロール	25 施設	26 施設	26 施設

(出典：豊島区情報セキュリティ監査中期計画書より)

(3) システムダウンへの対応

情報セキュリティの可用性が損なわれる「インシデント*」には、外部からのサイバー攻撃のほかハードウェア障害等によるシステム停止がある。サイバー攻撃に対しては、CISOのもとにCSIRT*を設置し随時対応訓練を実施している。一方、システムの停止は、区民サービスに直結し、区政運営に重大な障害となるものである。このため、システム停止を回避するためのフェール・セーフ（安全装置）機能が必要である。

平成 28 年 7 月 7 日には、終日窓口端末の 7 割が稼働できないという障害が発生した。全面的なシステム停止ではなかったものの、窓口に来庁した区民の方へのサービス提供に長く時間がかかり、業務に大きな支障があった。

これは、サーバーの仮想端末管理プロセスに不具合が発生したことによる障害であった。一部サーバーの障害が冗長化している他のサーバーにも波及し、再起動が繰り返し発生してしまった。通常であれば一度の再起動によって自動回復するはずだが、不具合が解消されず、仮想端末が使用できない状態が継続した。最初に発生した管理プロセスの不具合原因は不明であった。

従来の汎用コンピューターの自区運用時代は、汎用コンピューターから窓口端末までの回線は比較的単純な経路であった。しかし、近年では庁舎外のデータセンターと庁舎とを専用回線で接続し、各システムは仮想端末を立ち上げて窓口業務を行うようになるなど経路上には多数のサーバーや通信機器が設置されている。このため、複雑化したことによる停止のリスクは高まり、停止の根本原因が不明という事態も起きている。

仮にインシデントが発生しシステムが停止した場合、できるかぎり区民サービスを低下させないように対応しなければならないが（被害拡大の抑止）、窓口における代替サービス措置を予め備えておく必要がある。

これまでは定期メンテナンス（再起動等）を定めた計画書が存在せず、必ずしもルールに則った定期的な運用が行われていなかった。こうした運用によるリスクを低減するため、適切な運用ルールとシステム停止時の代替サービス措置を定めた緊急時対応計画いわゆるコンティンジェンシー・プランを策定していく予定である。

3. IT 新時代における残された課題

これまで見てきたとおり、区が情報化を推進するにあたっては、民間における IT 化の進展と、それを受けた国等の施策に大きな影響を受けてきている。今後もその流れは変わらない。最新の IT の動向をみると、AI*、IoT*などが注目されており、区民サービス向上への活用が期待されている。こうした技術を取り入れながら、電子自治体を進めていくには、区の IT 化推進の体制をさらに強化していく必要がある。そのため、専門性を高める人材の育成と業務委託等さらなる公民連携の推進が不可欠である。

また、これまでは、個々のシステムの効果を最大化することを目指して IT 化を図ってきたが、その総和はかならずしも全体の最適化をもたらすとは限らない。これからのシステム全体を管理統括していくための留意点は、システム監査を実施し、システムの検証と再構築に向けた計画を策定して、全体最適を目指すことであろう。

新庁舎移転に向けての IT 化では、システムのオープン化やワークスタイルの変革に取り組んだが、これらは職員が利用するシステムの効率化によって区民サービスを向上させる施策であった。今後は、新たな IT の活用を視野に入れ区民が直接利用できるシステムの構築を重点的に進めていきたい。例えば、スマートフォンを使えば個人が場所を選ばず、手元でサービスを受けられるようになる。加えて、電子証明書機能をスマートフォンにダウンロードすることで本人確認ができ、様々な行政手続きが可能となってくる。また、AI を使うことでバーチャル相談員など新たなサービスを構築することも期待できる。今後はこうした技術の活用による地域情報化の伸展が課題といえる。

標的型攻撃対応訓練（平成 29 年 2 月 9 日）



CSIRT 会議
情報管理課会議室

資料

資料 1

豊島区行政情報化推進本部設置要綱

(設置)

第1条 豊島区の行政情報化を推進する施策のあり方等について検討し、もって区民サービスの向上に資する電子区役所の構築を図るため、豊島区行政情報化推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政情報化推進に向けた施策のあり方に関すること。
- (2) 庁内情報基盤の整備に関すること。
- (3) システムのあり方に関すること。
- (4) 情報セキュリティの方針に関すること。
- (5) その他行政情報化推進のため本部が必要と認める事項

(構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、助役の職にある者とし、本部を代表し、その事務を総理する。
- 3 副本部長は、収入役の職にある者とし、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、政策経営部長、総務部長、区民部長、清掃環境部長、保健福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長、土木部長及び教育委員会事務局次長の職にある者とする。

(招集)

第4条 本部は、本部長が招集する。

(本部員以外の者の出席)

第5条 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は本部員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、政策経営部情報管理課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

平成20年5月1日廃止

資料 2

各課の電算化（システム化）への対応状況（昭和53年度以降）

年度	課 名	分担事務	人員
昭和 53	戸籍課住民記録係	住民情報異動処理センターに関する事務	4人
	国民健康保険課管理係	電算進行管理	0.5人
昭和 54	戸籍課住民記録係	住民情報異動処理センターに関する事務	4人
	国民健康保険課管理係	電算関係事務の企画調整	0.6人
昭和 55	戸籍課住民記録係	住民情報システム開発事務	2.5人
	国民健康保険課資格賦課係	電算開発	2人
	国民健康保険課納付係	電算開発	2人
昭和 56	戸籍課住民記録係	住民情報システム開発事務	4人
	国民健康保険課資格賦課係	電算開発	2人
	国民健康保険課保険料係	電算開発	3人
昭和 57	区民課住民記録係	住民情報システム開発事務	4人
	国民健康保険課資格賦課係	電算開発	2人
	国民健康保険課保険料係	電算開発	2.2人
昭和 58	税務課税務係	電算処理システム維持事務	4人
	税務課区民税第一係	電算処理システム維持事務	1人
	税務課区民税第二係	電算処理システム維持事務	2人
	税務課収納係	電算処理システム維持事務	1人
	区民課住民記録係	住民情報システム開発事務	1.9人
	国民健康保険課資格賦課係	電算開発	2人
	国民健康保険課保険料係	電算開発	2人
	国民年金課管理係	電算開発	0.6人
	国民年金課適用係	電算開発	0.2人
	国民年金課保険料	電算開発	0.2人
	国民年金課給付料	電算開発	0.1人
昭和 59	税務課税務係	電算処理システム維持事務	4人
	税務課区民税第二係	電算処理システム維持事務	1人
	区民課住民記録係	住民情報システム開発事務	1.5人
	国民健康保険課管理係	電算処理システムの開発維持管理	4人
	国民年金課管理係	電算保守	0.4人
	国民年金課保険料係	電算開発	0.1人
	国民年金課給付係	電算開発	0.1人
	税務課管理係	電算システムに関すること	5人

資料 2

昭和 60	区民課住民記録係	電算処理システムの開発保守に関すること	2.5 人
	国民健康保険課管理係	電算処理システムの開発帳票の作成・統計	4 人
昭和 61	税務課管理係	電算システムに関すること	4 人
	区民課住民記録係	電算処理システムの開発に関すること	2.9 人
	国民健康保険課管理係	電算処理システムの開発帳票の作成・統計	4 人
昭和 62	税務課管理係	電算システムに関すること	3 人
	区民課住民記録係	電算処理システムの保守に関すること	3 人
	区民課住民記録係	電算システムの保守に関すること	3 人
	国民健康保険課管理係	電算開発	3 人
	住居表示整備室住居表示係	電算に関すること	0.5 人
昭和 63	税務課管理係	電算システムに関すること	3 人
	区民課管理係	電算開発に関すること	4.1 人
	区民課住民記録係	電算システムの保守に関すること	3 人
	経済課商工指導係	電算開発事務	0.1 人
	国民健康保険課管理係	電算開発	3 人
	住居表示整備室住居表示係	電算に関すること	1.5 人
	国民年金課給付係	電算開発	1.4 人
	中央図書館電算開発主査	電算導入のための調査、電算導入推進及び調達	1 人
平成 元	税務課管理係	電算システムに関すること	3 人
	区民課管理係	電算開発に関すること	3 人
	区民課住民記録係	電算システムの保守に関すること	3 人
	区民課外国人登録係	電算処理による帳票類の管理に関すること	3 人
	経済課商工指導係	電算開発事務	0.1 人
	住居表示整備室住居表示係	電算に関すること	1.2 人
	国民健康保険課管理係	電算開発	3 人
	池袋保健所衛生課食品衛生係	OA 化準備事務	0.3 人
	中央図書館電算開発主査	電算導入のための調査、電算導入推進及び調達	1 人
	平成 2	税務課管理係	電算システムに関すること
区民課管理係		電算開発に関すること	3 人
区民課住民記録係		電算処理による帳票類の管理に関すること	2 人
区民課外国人登録係		電算処理による帳票類の管理に関すること	3 人
経済課商工指導係		電算開発事務	0.1 人
国民健康保険課管理係		電算開発	3 人
国民年金課給付係		電算開発	2 人
中央図書館電算開発主査		電算導入のための調査、電算導入推進及び調達	1 人

資料2

平成 3	税務課管理係	電算システムに関すること	3人
	区民課管理係	電算開発に関すること	3人
	区民課住民記録係	電算処理による帳票類の管理に関すること	2人
	経済課商工指導係	電算開発事務	0.1人
	区民課外国人登録係	電算処理による帳票類の管理に関すること	0.3人
	国民健康保険課管理係	電算開発	3人
	国民健康保険課老人医療係	電算	0.1人
	国民年金課給付係	電算開発	1人
	国民年金課保険料係	電算開発	1人
	東部福祉事務所保護第一係	保育電算開発事務	0.5人
	西部福祉事務所保護第一係	保育電算開発事務	0.5人
	中央図書館電算開発主査	電算導入のための調査、電算導入推進及び調達	1人
	平成 4	税務課管理係	電算システムに関すること
区民課管理係		電算開発に関すること	3人
区民課住民記録係		電算処理による帳票類の管理に関すること	2人
区民課外国人登録係		電算処理による帳票類の管理に関すること	0.3人
戸籍課整備係		電算開発事務	1人
経済課振興係		システム開発	0.1人
経済課商工指導係		電算開発事務	0.5人
経済課商工・消費リサイクル センター開設準備		情報システム開発チームの運用	0.2人
国民健康保険課管理係		電算開発	3人
国民健康保険課老人医療係		電算	0.3人
国民年金課給付係		電算開発	1人
国民年金課適用係		電算開発	1.5人
国民年金課保健料係		電算開発	1人
		電算処理後のエラーに関すること	0.2人
東部福祉事務所管理係		生保電算開発	1人
東部福祉事務所保護第一係		保育電算開発事務	0.5人
西部福祉事務所管理係		生保電算開発	1人
西部福祉事務所保護第一係	保育電算開発事務	0.5人	
中央図書館電算開発主査	電算導入のための調査、電算導入推進及び調達	1人	
平成 9	職員課人事係	電算開発	0.8人
	税務課管理係	電算システムに関すること	3.1人
	戸籍住民課管理係	電算開発・処理システムの維持管理に関すること	4人

資料 2

	戸籍住民課住民記録係	電算処理による帳票類の管理に関すること	0.9 人
	戸籍住民課外国人登録係	電算処理による帳票類の管理に関すること	0.2 人
	生活福祉課生活福祉課係	電算処理システムの維持管理に関すること	1.2 人
	国民健康保険課管理係	電算処理システムの維持管理に関すること	3 人
	国民健康保険課老人医療係	電算処理システムの維持管理に関すること	0.8 人
	国民年金課給付係	電算開発・電算テスト	3.3 人
	国民年金課保険料係	電算処理後のエラーに関すること	0.2 人
	保健計画課保健事業係	成人保健情報システム事務	0.1 人
	保健計画課保健計画主査	在宅医療保健システム	0.3 人
	中央図書館管理係	図書館オンラインシステムの管理運営及び統計に関すること	1 人
平成 10	職員課人事係	電算開発	0.9 人
	税務課管理係	電算システムに関すること	3.1 人
	戸籍住民課管理係	電算開発・処理システムの維持管理に関すること	2 人
	戸籍住民課住民記録係	電算処理による帳票類の管理に関すること	0.8 人
	戸籍住民課外国人登録係	電算処理による帳票類の管理に関すること	0.2 人
	生活福祉課生活福祉係	電算処理システムの維持管理に関すること	1.2 人
	国民健康保険課管理係	電算処理システムの維持管理に関すること	3 人
	国民年金課給付係	電算開発・電算テスト	3.2 人
	国民年金課保険料係	電算処理後のエラーに関すること	0.2 人
	介護保険準備室	事務処理システムの開発に関すること	1.6 人
	保健計画課保健事業係	成人保健情報システム事務	0.1 人
	保健計画課保健計画主査	在宅医療保健システム	0.3 人
	収入役室出納係	出納管理システムに関すること	0.8 人
	学務課学校経理係	パソコン事業関係	0.2 人
中央図書館図書館企画主査	図書館オンラインシステムの管理運営及び開発に関すること	0.4 人	
平成 11	職員課人事係	電算開発	0.5 人
	職員課福利健康係	給与システム開発に関すること	0.2 人
	税務課管理係	電算システムに関すること	4.1 人
	防災課防災計画主査	災害情報システムに関すること	0.4 人
	戸籍住民課管理係	電算開発処理システムの維持管理に関すること	2 人
	戸籍住民課戸籍届出係	電算開発推進・処理システムに関すること	1 人
	戸籍住民課住民記録係	電算処理による帳票類の管理に関すること	0.7 人
	戸籍住民課外国人登録係	電算処理による帳票類の管理に関すること	0.2 人

資料 2

生活福祉課生活福祉課係	電算処理システムの維持管理に関すること	1.5 人
国民健康保険課管理係	電算処理システムの維持管理に関すること	4 人
国民年金課給付係	電算開発・電算テスト	2.2 人
国民年金課保険料係	電算処理後のエラーに関すること	0.2 人
介護保険課システム開発主査	介護保険システムの開発に関すること	1.7 人
保健計画課保健計画主査	在宅医療保健システム	0.3 人
収入役室出納係	出納管理システムに関すること	0.8 人
学務課学校経理係	パソコン事業関係	0.2 人
中央図書館図書館企画主査	図書館オンラインシステムの管理運営及び開発に関すること	0.3 人

(出典：行政経営課資料より情報管理課作成)

注：平成 5 年度から平成 8 年度は資料確認ができなかったため未作成

資料3

予 算 額 ・ 決 算 額 (昭和52年度～平成28年度)

(単位:円)

会計年度	当初予算額	補正予算額	繰越事業費 繰越額	予備費支出 及び流用増減	予算現額	支出済額(A)	繰越明許費	需用費	役務費	電算維持経費 通信回線使用料等	情報化基盤整備事業 通信回線使用料等	委託料(a)
1977年 昭和52年度	54,648,000	527,000			55,175,000	48,695,802		4,225,121	4,890			19,050,500
1978年 昭和53年度	84,896,000	17,000		1,292,374	86,205,374	86,205,374		2,047,167	4,430			25,728,359
1979年 昭和54年度	106,353,000	21,000			106,374,000	101,735,530		2,802,975	7,350			27,875,212
1980年 昭和55年度	132,507,000				132,507,000	126,876,402		2,466,165	17,765			44,682,992
1981年 昭和56年度	152,533,000				152,533,000	149,078,507		2,409,762	19,940			49,970,286
1982年 昭和57年度	278,321,000				278,321,000	268,796,983		3,787,230	7,500,430	7,497,900		53,272,636
1983年 昭和58年度	320,949,000				320,949,000	304,951,162		4,686,262	7,075,150	7,073,710		54,957,082
1984年 昭和59年度	276,785,000	42,000			276,827,000	249,206,839		4,824,532	7,092,470	7,087,490		7,314,806
1985年 昭和60年度	286,306,000	56,000			286,362,000	281,828,397		4,734,373	7,224,140	7,223,300		6,664,300
1986年 昭和61年度	336,321,000	2,730,000			339,051,000	335,338,035		5,649,660	8,872,090	8,869,750		49,051,330
1987年 昭和62年度	433,312,000	10,761,000			444,073,000	436,410,889		6,261,086	11,723,300	11,721,200		94,184,188
1988年 昭和63年度	432,168,000				432,168,000	424,805,742		7,839,111	10,610,710	10,607,530		72,682,924
1989年 平成元年度	492,532,000				492,532,000	487,343,546		8,483,724	11,336,371	11,334,077		103,361,171
1990年 平成2年度	543,242,000				543,242,000	534,381,610		7,983,286	7,386,663	7,383,563		144,387,920
1991年 平成3年度	561,828,000				561,828,000	542,470,621		7,811,911	5,928,546	5,924,516		159,612,557
1992年 平成4年度	625,614,000				625,614,000	618,996,602		9,217,440	5,922,689	5,919,229		170,703,507
1993年 平成5年度	674,615,000				674,615,000	657,562,618		6,842,418	7,328,758	7,324,496		160,986,932
1994年 平成6年度	660,272,000			687,0512	667,142,512	666,435,072		5,294,592	7,722,147	7,716,477		139,279,484
1995年 平成7年度	829,021,000				829,021,000	810,189,043		5,647,082	8,055,447	8,049,627		159,212,056
1996年 平成8年度	838,892,000				838,892,000	825,236,689		5,211,021	12,421,675	12,414,695		152,692,743
1997年 平成9年度	715,022,000				715,022,000	705,859,819		5,105,927	12,339,060	12,336,660		146,050,931
1998年 平成10年度	713,894,000				713,894,000	708,155,780		5,015,094	12,182,157	12,169,877		155,133,664
1999年 平成11年度	809,574,000				809,574,000	800,613,041		4,988,973	12,093,742	11,983,517		123,217,580
2000年 平成12年度	824,549,000				824,549,000	801,689,399		3,369,452	7,265,523	7,095,423		139,647,505
2001年 平成13年度	1,095,997,000				1,095,997,000	1,066,819,511		5,324,267	9,309,049	6,951,390	2,357,659	123,105,739
2002年 平成14年度	859,222,000				859,222,000	832,245,911		5,251,106	14,751,761	5,518,376	9,233,385	135,429,386
2003年 平成15年度	740,603,000				740,603,000	708,547,330		2,756,544	15,244,565	5,556,005	9,688,560	325,962,858
2004年 平成16年度	800,986,000				800,986,000	660,225,313		4,116,766	15,583,947	5,953,175	9,630,772	293,019,227
2005年 平成17年度	663,437,000				663,437,000	660,715,805		10,822,118	15,158,907	5,924,157	9,234,750	318,371,704
2006年 平成18年度	836,786,000				836,786,000	822,855,671		26,245,749	21,311,690	5,919,740	15,391,950	414,058,565
2007年 平成19年度	946,161,000				946,161,000	934,862,389		42,535,981	31,718,770	11,654,698	20,064,072	447,079,598
2008年 平成20年度	1,220,047,000	3,863,000			1,223,910,000	1,070,755,580		48,091,454	29,785,057	8,461,492	20,440,854	635,383,789
2009年 平成21年度	1,346,505,000				1,346,505,000	1,266,502,940		7,147,413	43,140,261	13,362,529	28,574,217	817,876,872
2010年 平成22年度	1,532,953,000			△ 29,087,015	1,503,865,985	1,359,708,178	113,214,000	10,294,172	53,931,137	53,415,319		905,151,114
2011年 平成23年度	1,601,650,000	13,420,000	113,214,000		1,728,284,000	1,619,937,537	34,359,000	7,377,019	50,715,472	50,173,643		1,140,729,660
2012年 平成24年度	1,906,312,000		34,359,000		1,940,671,000	1,818,681,313		5,543,991	75,531,581	74,842,237		1,315,392,943
2013年 平成25年度	2,109,496,000	192,200,000			2,301,696,000	2,125,449,981		6,562,625	86,399,348	85,704,040		1,556,985,096
2014年 平成26年度	2,474,222,000	6,746,000			2,480,968,000	2,315,480,610	35,872,000	27,890,689	90,761,417	90,594,022		1,661,239,347
2015年 平成27年度	1,659,618,000	87,083,000	35,872,000		1,782,573,000	1,497,328,501	79,090,000	3,662,792	149,017,077	148,551,796		816,379,101
2016年 平成28年度	1,539,533,000	57,574,000	79,091,000		1,676,198,000	1,505,390,069		2,273,903	145,020,939	144,596,039		853,256,577

* 平成13年度～21年度:情報化基盤整備事業経費が計上

(単位:円)

会計年度	電子計算組織保守委託料等	プログラムコーディング委託料等	ネットワーク監視委託料等	東京電子自治体共同運営サービス提供委託料	使用料及び賃借料(b)	電算計算組織賃借料等	LGWAN用サーバ賃借料	ネットワーク機器賃借料等	委託料・使用料及び賃借料の合計(c=a+b)	支出済額に占める割合(c/A)	工事請負費	備品購入費	投資及び出資金
1977年 昭和52年度					18,062,101				37,112,601	76.2%			
1978年 昭和53年度					57,225,518				82,953,877	96.2%			
1979年 昭和54年度					69,424,423				97,299,635	95.6%			
1980年 昭和55年度					78,022,640				122,705,632	96.7%			
1981年 昭和56年度					90,021,619				139,991,905	93.9%	5,125,000		
1982年 昭和57年度	53,272,636				183,818,897	183,818,897			237,091,533	88.2%	8,349,000		10,724,400
1983年 昭和58年度		54,957,082			234,995,468	234,995,468			289,952,550	95.1%	1,620,000		
1984年 昭和59年度		7,314,806			226,545,611	226,545,611			233,860,417	93.8%			
1985年 昭和60年度		6,664,300			262,476,244	262,476,244			269,140,544	95.5%			
1986年 昭和61年度	40,076,490	8,974,840			270,043,525	270,043,525			319,094,855	95.2%			
1987年 昭和62年度	48,810,210	29,976,970			319,359,735	319,149,735			413,543,923	94.8%	4,090,000		
1988年 昭和63年度	51,007,582	21,675,342			332,214,207	332,214,207			404,897,131	95.3%			
1989年 平成元年度	72,323,640	10,437,531			358,682,945	358,682,945			462,044,116	94.8%			
1990年 平成2年度	71,949,369	10,638,551			366,346,083	366,071,400			510,734,003	95.6%	3,728,600		
1991年 平成3年度	75,642,782	26,289,775			359,280,282	359,278,432			518,892,839	95.7%	3,862,500		
1992年 平成4年度	67,071,794	26,381,713			415,282,160	415,280,860			585,985,667	94.7%	15,038,000		
1993年 平成5年度	83,748,704	25,282,174			470,308,941	470,150,733			631,295,873	96.0%	10,397,850		
1994年 平成6年度	75,115,237	37,935,534			503,045,189	502,807,877			642,324,673	96.4%	9,918,900		
1995年 平成7年度	78,625,432	28,631,917			633,737,551	633,486,128			792,949,607	97.9%	1,352,287		
1996年 平成8年度	87,907,657	23,175,618			650,162,240	649,611,396			802,854,983	97.3%	3,738,900		
1997年 平成9年度	88,411,114	57,127,140			541,596,121	541,055,581			687,647,052	97.4%			
1998年 平成10年度	101,759,787	52,994,130			534,647,398	534,207,238			689,781,062	97.4%			
1999年 平成11年度	77,798,094	44,407,335			659,319,006	659,026,686			782,536,586	97.7%			
2000年 平成12年度	108,216,413	30,445,800			650,698,059	650,441,366			790,345,564	98.6%			
2001年 平成13年度	111,833,410	9,224,775	1,650,810		625,548,139	624,940,714			748,653,878	70.2%	64,291,500	238,896,418	
2002年 平成14年度	100,804,638	16,502,771	17,791,515		576,924,848	576,665,288			712,354,234	85.6%		99,222,270	
2003年 平成15年度	242,531,083	53,609,860	20,413,890		362,568,426	361,693,230	556,416		688,531,284	97.2%			
2004年 平成16年度	212,396,990	43,022,020	25,401,392	1,516,716	346,658,533	345,228,181	1,112,832		639,677,760	96.9%			
2005年 平成17年度	231,333,240	47,328,620	31,258,500	8,188,375	315,362,096	313,931,744	1,112,832		633,733,800	95.9%			
2006年 平成18年度	236,357,330	132,424,735	36,660,000	8,237,185	360,325,890	344,705,628		15,385,902	774,384,455	94.1%			
2007年 平成19年度	237,230,932	111,030,596	87,522,360	8,267,925	411,258,388	350,669,696		60,424,262	858,337,986	91.8%			
2008年 平成20年度	229,312,650	310,428,237	85,046,892	8,439,728	350,875,646	221,325,561	621,180	128,618,945	986,259,435	77.9%			
2009年 平成21年度	238,350,000	489,992,320	78,409,800	8,717,160	395,042,170	216,938,912	316,260	177,477,038	1,212,919,042	95.8%	3,780,000		
2010年 平成22年度	904,558,914				386,495,703	324,323,554	316,260	61,545,929	1,291,646,817	95.0%			
2011年 平成23年度	1,128,587,460				418,322,114	337,255,452	316,260	79,155,326	1,559,051,774	96.2%			
2012年 平成24年度	1,287,260,343				419,632,526	340,664,158	316,260	74,515,150	1,735,025,469	95.4%			
2013年 平成25年度	1,529,029,483				473,040,837	371,252,904	207,300	97,589,205	2,030,025,933	95.5%			
2014年 平成26年度	1,635,152,859				524,465,597	419,458,635	169,776	100,731,718	2,185,704,944	94.4%			
2015年 平成27年度	754,286,877				518,238,664	418,437,204	169,776	99,631,684	1,334,617,765	89.1%			
2016年 平成28年度	760,569,465				498,982,748	395,986,442	169,776	102,804,530	1,352,239,325	89.8%			

(出典: 予算書・決算書より情報管理課作成資料)

用語集

AI (人工知能)

Artificial Intelligence の略。

人工知能とは、人間の脳が行っている知的な作業をコンピューターで模倣したソフトウェアやシステム。

CATV (ケーブルテレビ)

Community Antenna Television の略で、ケーブルを用いて行う有線放送のうち、有線ラジオ放送以外のものである。広義には、これを中心としてインターネット接続や電話なども含む複合的なサービスを指す。

CIO、CIO 補佐官

CIO とは Chief Information Officer の略で、組織の情報システム関係事項の最高責任者を指す。CIO 補佐官は CIO から要請を受けて、助言や実務などを執り行い CIO の補佐として役目をこなす者を指す。

CSIRT (シーサート)

Computer Security Incident

Response Team の略。コンピューターセキュリティに係るインシデントに対処するため、組織の複数の部門にまたがって編成される専門チームのこと。

DB

検索や蓄積が容易にできるよう整理された情報の集まり。

DC

データ通信のこと。

HUB (ハブ)

LAN や USB の配線で使われる集線装置のこと。HUB を使用することで機器の追加・変更が簡単になり、多くの機器がネットワークを利用できるようになる。

ICT

Information and Communication Technology の略で情報通信技術のこと。主にネットワーク化されたコンピューターや携帯電話などを利用して、情報を入力、活用する技術のことを指す。従来から用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味。

ICT-BCP

BCP とは Business Continuity Plan の略で、災害や事故等の予期せぬ出来事の発生時に、最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画のこと。特に ICT 領域における BCP を ICT-BCP と呼ぶ。

IM

ネットワーク上のユーザー同士でメッセージを交換するサービスのこと

IoT (インターネット・オブ・シングス)

IoT とはコンピューターなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットへの接続や相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

IP 電話

インターネットの通信技術を利用して提供される電話サービス。

IT

Information Technology の略で、情報技術のこと。コンピューターやデータ通信に関する技術の総称。その言葉の意味は広く、情報通信分野の基礎技術から応用技術の範囲にまで及ぶ。具体的には、コンピューターやインターネットを中心とするネットワークを活用し、会社の業務や生活に役立てるための技術を指すことが多い。

LAN

Local Area Network の略。拠点間の機器等で、データの授受を可能にするために通信回線を整備したネットワークを指す。

LGWAN

Local Government Wide Area Network (総合行政ネットワーク) の略。全国の自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域通信網であり、複数の自治体間におけるシステム共同利用等に活用している。

Lync (Skype for Business)

Microsoft 社のソフトウェア製品。様々なコミュニケーション手段を統一的に扱うことができるシステム。

Outlook

Microsoft 社のソフトウェア製品。電子メールおよび予定管理ソフトで、電子メールの送受信やアドレス帳管理、スケジュール管理などの機能がある。

PDCA サイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善する。

TCP/IP

「TCP」と「IP」の組み合わせ。TCPはTransmission Control Protocolの略で、伝導制御プロトコル(手順)のこと。一方、IPはInternet Protocolの略で、ネットワーク間プロトコル(手順)。

TOSHIMA Free Wi-Fi

豊島区が行っている無料のWi-Fiサービスのこと。

WAN

Wide Area Network(広域通信網)の略。LANと比較して広範囲に配置された機器等で、データの授受を可能にするために通信回線を整備したネットワークを指す。

Wi-Fi (ワイファイ)

無線LAN機器が標準規格であるIEEE 802.11シリーズに準拠していることを示すブランド名。また、無線LAN自体のこと。

アクセスポイント

通信ネットワークの末端でコンピューターなどからネットワークに接続するために電波を受ける装置のこと。

インシデント

情報管理やシステム運用に関して保安上の脅威となる事象のこと。

インターネット分離

LGWANとインターネットの接続環境を分けることで、ウイルス感染や悪意のある攻撃からのリスクを抑止する仕組み。

ウェブアクセシビリティ

WebサイトやWebサービスが、誰にでも利用環境を問わず、同じように閲覧・利用できること。また、そのような状態が実現されている度合い。

エンドユーザー・コンピューティング

情報システムを利用して業務を行う従業員や部門が、自らシステムやソフトウェアの開発・構築や運用・管理に携わること。EUCと表記されることもある。

オンプレミス

組織における情報システムの設置形態で、自組織の施設内に機器等を設置してシステムを導入、運用すること。

オープン（系）システム・オープン化

公開されている標準に準拠したソフトウェアやハードウェア及びそれらを組み合わせて構築されたコンピューターシステムのこと。

オープン化とは、主にホストシステムからオープン（系）システムへとシステムを移行することを指す。

オープンデータ

誰でも自由に再利用できるようあらかじめ許諾やデータ形式の整備が施されているデータのこと。特に、政府や自治体の行政関連情報を公開する取組みを指すことが多い。

クラウドシステム

組織内に資源を持たず、インターネット上のサービスや資源を利用する方式。

グループウェア

業務の効率化のため、ネットワークを利用してユーザー同士が情報共有やコミュニケーションを行うツールのこと。

システム共通基盤

各業務システム間の共通情報管理、職員権限管理、連携情報管理等の機能を有するシステムを指す。

シティスタット

City(市)と Statistics(統計)を組み合わせた言葉で、単なる統計ではなく、最新のデータに基づき経営資源の最大活用を図るための仕組みのこと。

シンクライアント

職員の使用する端末には情報の表示や入力等の最低限の機能しか持たせず、サーバー側でアプリケーションソフトやファイル等の資源を管理するシステムの総称。また、そのようなシステムを実現するための端末を指す。

セーフコミュニティ

WHO(世界保健機関)が推奨する、安全・安心まちづくりの国際認証制度。

ダウンサイジング

装置やシステムなどを小型化、軽量化、小規模化すること。ITの分野では、より小さなコンピューターに移行すること。特に、1990年代に流行した、企業の情報システムを汎用コンピューター中心のシステムから、サーバーやパソコンなどを組み合わせたシステムへの移行のこと。

タブレットパソコン

液晶ディスプレイなど表示部分に「タッチパネル」を搭載し、ペンや指で操作するパソコンの総称。

チームコール

Lync(Skype for Business)の機能で、一度の着信に最大25名までの同時着信者を指定することができる。

デジタルサイネージ

屋外や店頭などに設置された液晶ディスプレイなどの映像表示装置。近くにいる人や通りすがりの人に案内情報や広告などを表示する装置で、看板やポスターなどを電子化したもの。

データセンター

顧客のサーバーを預かり、インターネットへの接続回線や保守・運用サービスなどを提供する施設のこと。耐震性に優れ、自家発電設備や高度な空調設備を備え、入退室管理や24時間監視を行っている。

パブリックビューイング

街頭や競技場の大型スクリーンでスポーツ中継するイベント等のこと。

ビッグデータ

通常の技術では処理や管理が困難であるほど、巨大で複雑なデータの集合体のこと。データマイニングなどによってこれまでにない知見が得られる情報源として注目されている。

プログラミング

コンピューターに処理をさせるための命令文を作成すること。

プログラムコーディング

プログラミングと同義。

プロセッサ

一定の手順に基づいてデータを変換・演算・加工する機能を持った装置やソフトウェア、システムなどのこと。

ブロードバンド

高速・大容量のインターネット接続のこと。

ホストシステム

大型のコンピューターを中央に置き全体を集中管理するシステムのこと。汎用機、メインフレームとも呼ばれる。

マイナポータル

主にマイナンバーに関連した個人情報を自ら確認できるポータルサイト。利用者は、行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できる。

マイナンバー

日本政府が発行・管理する国民一人一人を識別するための12桁の番号。

モバイルレジ

携帯のバーコードリーダー機能を利用して決済を行うサービスの名称。

ルーター

異なるネットワーク同士を相互接続するネットワーク機器。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活を共存させながら、持っている能力をフルに発揮し、それぞれが望む人生を送ることを目指す。

衛星通信

赤道上空 36,000 kmの静止軌道の上に打ち上げられた衛星に向けて放送局から膨大な情報量を送信した後、地球にある受信局に向けて一斉送信する通信システムのこと。

基幹系システム

地方公共団体の行政事務のうち、住民情報を取り扱うシステムを指す。

個人番号

マイナンバー法に基づき、住民票コードを変換して得られる12桁の番号のこと。「マイナンバー」の正式な名称。

磁気ディスク

磁性体を塗布した円盤を使用してデータを記憶する記憶媒体。ハードディスクなどがこれに当たる。

磁気テープ装置

情報記録媒体に磁気テープを用いた外部記憶装置。テープの表面に帯状にデータを記録する。

自治体クラウド

情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、複数の地方公共団体が情報システムをデータセンターに集約してこれを共同利用すること。

集中処理・分散処理

集中処理は、1台の汎用コンピューターが集中管理すること。

分散処理は、複数のコンピューターに負荷を分散すること。

情報セキュリティポリシー

情報セキュリティ対策について、体系的に取りまとめたもの。情報セキュリティを確保するための基本方針、体制、運用方法等を定める。

情報提供等記録開示システム

マイナポータルを運用するためのシステム。

マイナポータルの項を参照。

情報提供ネットワークシステム

マイナンバー制度における情報連携（情報の照会と提供）を行うためのネットワークシステム。

J-LIS（地方公共団体情報システム機構）と個人（マイナポータル）を結ぶ中核となるシステム。

情報バリアフリー

障がい者や高齢者を含むすべての人々が、社会のIT化による利益を享受できることを目的に行う様々な方策のこと。

統合型GIS(地理情報システム)

GISとは、Geographic Information Systemsの略。組織が管理している各種位置情報を、地図と照らし合わせて、統合することにより、様々な情報の地理上の分布、配置などを視覚的に把握することが出来るシステムのこと。

同軸ケーブル

テレビのアンテナ用ケーブルによく使われている太くて丸いケーブル。1本の中心導体を外部導体が同心状に巻き取り、その間を絶縁体で絶縁した伝送線。

内部系システム

地方公共団体が行政内部の業務処理を効率的に行うために導入する情報システムのことで、文書管理システム、財務会計システム、庶務事務システムなど。

二要素認証

2つの認証方式を併用することでセキュリティを高めた認証方式。

汎用コンピューター

ソフトウェア次第で様々な用途に利用することができるコンピューターのこと。メインフレームとも呼ばれる。

光ファイバー網

電気信号を光に変えて情報を伝達する通信網。

無害化対策

メールやファイルに仕込まれた悪意のあるデータを取り除く仕組み。

豊島区 IT 白書

平成 29 年 11 月 豊島区 IT 白書

編集・印刷・発行

豊島区政策経営部情報管理課

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1

TEL 03-4566-2541(直通)

定価 500 円

この白書は、行政情報コーナーで購入できます。



豊島区
TOSHIMA CITY